

千葉県報

号外
平成20年3月28日

主要目次

○ 千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例	七
○ 千葉県観光立県の推進に関する条例	七
○ 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例	一〇
○ 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例	一四
○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	一四
○ 千葉県行政組織条例の一部を改正する条例	二八
○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例	二九
○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例	二九
○ 千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例及び千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	三一
○ 千葉県小規模水道条例等の一部を改正する条例	三一
○ 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例及び千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	三二
○ 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例	三二
○ 千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例	三三
○ 千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付条例の一部を改正する条例	三四
○ 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例	三五
○ 職業能力開発校設置管理条例の一部を改正する条例	三五
○ 千葉県立障害者高等技術専門学校設置管理条例の一部を改正する条例	三六
○ 千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例	三六
○ 教育機関設置条例の一部を改正する条例	三六
○ 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例	三七
○ 千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例	三七
○ 千葉県警察基本条例の一部を改正する条例	三七
○ 千葉県水道事業給水条例等の一部を改正する条例	三七
○ 千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例(条例第一号)(保険指導課)	
一 制定の概要	

条例のあらまし

1 趣旨(第一条関係)

前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令(以下「政令」という。)第十九条第一項及び第二十条の規定により、千葉県後期高齢者医療財政安定化基金(以下「基金」という。)の運営に関し必要な事項を定めることとした。

2 拠出率(第二条関係)

政令第十九条第一項に規定する財政安定化基金拠出率を標準として条例で定める割合は、一万分の九とすることとした。

3 積立て(第三条関係)

基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定めることとした。

4 管理(第四条関係)

基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならないこととした。

二 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県観光立県の推進に関する条例(条例第二号)(観光課)

一 制定の概要

1 基本理念(第三条関係)

(一) 観光立県は、観光づくり地域活動を促進し、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが特に重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならないこととした。

(二) 観光立県は、多様な主体が行う又は多様な主体と地域に來訪する者などが一体となつて行う観光づくり地域活動その他の魅力ある活力に満ちた地域社会の形成に向けた取組により、多様な主体と地域に來訪する者との間の交流を一層促進することが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならないこととした。

(三) 観光立県は、観光産業の振興を図ること及び観光産業と農業、漁業、製造業その他の多様な産業との有機的な連携を図ることにより、地域の産業活動、社会活動、文化活動その他の活動を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならないこととした。

(四) 観光立県の実現に関する施策を講ずるに当たっては、本県には成田国際空港が設置されているという特性及び港湾がその本来の機能のほか人々の交流の拠点としての機能をも有するという特性が最大限に活用されるよう配慮されなければならないこととした。

- (五) 観光立県の実現に向けた取組は、地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、継続してこれらとの調和を図ることが地域の魅力を増進させるという認識の下に行われなければならないこととした。
- 2 各主体の責務等(第四条から第八条まで関係)
県の責務、県民の役割、事業者の役割及び観光関係団体の役割について規定することとした。
- 3 観光立県推進基本計画(第九条関係)
(一) 知事は、観光立県の実現に関する基本的な計画(観光立県推進基本計画)を策定することとした。
- (二) 観光立県推進基本計画には、観光立県の実現のための施策の基本的な方針、観光立県の実現に関する目標、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めることとした。
- (三) 観光立県推進基本計画の策定及び変更に当たっては、関係者の意見を聴き、広く県民等の意見を求め、公表することとした。
- 4 観光立県の実現のための施策(第十条から第十七条まで関係)
観光立県の実現のため、次の施策を講ずることとした。
(一) 観光づくり地域活動の促進
(二) 観光立県の実現のための基盤整備等
(三) 地域への来訪及び来訪者との交流の促進を目的とする行事の実施のための環境の整備、広報宣伝の実施等
(四) 成田国際空港を利用する外国人来訪者の地域への来訪の促進及び外国人来訪者との交流の促進
(五) 多様な主体に対する地域に来訪する者を適切にもてなすための情報及び学習の機会の提供並びに高齢者、障害者、外国人等に配慮した観光関連施設、公共施設の整備等
(六) 観光産業の振興
(七) 観光の振興に寄与する人材の育成
(八) 観光づくり地域活動に関する学習の振興等
- 5 統計調査その他の調査及び研究(第十八条関係)
知事は、施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うこととした。
- 6 財政上の措置(第十九条関係)
県は、施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずることとした。
- 7 観光立県の実現のための体制の整備(第二十条関係)
知事は、県と関係者とが協働して観光立県の実現に向けた取組を行うための体制を整備することとした。

- 二 施行期日
公布の日から施行することとした。
- 千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例(条例第三号)(公園緑地課)
一 制定の概要
1 基本理念(第二条関係)
(一) 良好な景観は、将来の県民に継承されるべき重要な資産であること、その形成が重要であること及びその形成に向けた継続的な取組が必要であることが認識されることを旨としてその形成が図られなければならないこととした。
(二) 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等とが調和した土地利用等を通じてその形成が図られなければならないこととした。
(三) 良好な景観は、地域住民の意向を尊重し、その多様な形成が図られなければならないこととした。
(四) 良好な景観は、社会を構成する多様な主体が相互に連携・協働することを旨としてその形成が図られなければならないこととした。
(五) 良好な景観は、地域の活性化に資するよう、その形成が図られなければならないこととした。
(六) 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することだけでなく現にある景観をより良好な景観に整備することを含むものであることを旨として行われなければならないこととした。
- 2 各主体の責務等(第三条から第六条まで関係)
県の責務、県民の役割、事業者の役割等について規定することとした。
- 3 良好な景観の形成に関する基本的施策(第七条から第九条まで関係)
(一) 基本方針
(1) 知事は、良好な景観の形成に関する基本的な方針を策定することとした。
(2) 基本方針には、良好な景観の形成に関する基本的方向、施策の推進のための基本的な事項等について定めることとした。
(3) 基本方針の策定及び変更にあたっては、市町村及び千葉県景観審議会の意見を聴き、広く県民等の意見を求め、公表することとした。
- (二) 県は、市町村に対し必要な支援を行い、市町村の実施する施策に関し広域的な見地からの調整を行うよう努めることとした。
- (三) 県は、県民及び事業者に対し、情報の提供等の必要な支援を行うこととした。
- 4 認定景観づくり地域協定等に係る制度(第十条から第二十三条まで関係)
県民等の良好な景観の形成に向けた取組を支援するため、次の制度を設け、必要な支援を行うこととした。
(一) 景観づくり地域協定及びこれに対する知事の認定

- (二) 景観づくり地域活動団体及びこれに対する知事の認定
- (三) 景観づくり社会貢献事業者及びこれに対する知事の認定
- (四) 景観づくり事業者協定

5 広域景観計画(第二十四条関係)

- (一) 県が定める景観法に基づく景観計画(広域景観計画)は、広域的な見地から定めるものとし、その区域に景観形成重要区域(重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域)を定めることができることとした。
- (二) 広域景観計画の策定及び変更に当たっては、関係市町村及び千葉県景観審議会の意見を聴き、住民との合意形成を図るために必要な措置を講ずるとともに、広く県民等の意見を求め、公表することとした。

6 公共事業景観形成指針(第二十五条関係)

知事は、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項に関する指針を定めるものとし、その策定、変更の手続は、3(一)の基本方針に準ずることとした。

7 千葉県景観審議会設置

千葉県行政組織条例を改正し、千葉県景観審議会を設置することとした。

二 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県職員定数条例の一部を改正する条例(条例第四号) (総務課)

一 改正の概要

- 1 次のとおり職員の定数を改めることとした。(第二条関係)
 - (一) 知事の事務部局の職員のうち大学以外の職員 七、八〇四人(改正前八、一〇四人)
 - (二) 水道局の事務部局の職員 一、〇七二人(改正前一、〇九七人)
 - (三) 企業庁の事務部局の職員 四八六八(改正前五四六八)

- 2 自己啓発等休業の承認を受けている職員を定数外の職員とすることとした。(第四条関係)

二 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(条例第五号) (総務課)

一 改正の概要

- 1 人事委員会勧告に基づく給料表及び諸手当の改定
 - (一) 全給料表の給料月額を、若年層に限定して引き上げることとした。
 - (二) 扶養手当について、配偶者以外の扶養親族に係る月額を引き上げることとした。

た。

- (三) 勤勉手当に係る支給割合を、部長級職員を除き、次のとおり引き上げることとした。

- (1) 平成十九年度の勤勉手当について、十二月期の支給割合を引き上げることとした。
- (2) 平成二十年度以降の勤勉手当について、六月期及び十二月期の支給割合を引き上げることとした。
- (四) 任期付研究員及び特定任期付職員に係る期末手当について、十二月期の支給割合を引き上げることとした。

2 人事評価の勤勉手当への反映に関する規定の整備

- (一) 勤勉手当の成績判定期間に係る規定の整備

人事委員会規則で定める者に限り、勤勉手当を支給する基準となる勤務成績の判定期間を、人事委員会規則で定める期間とすることができることとした。
- (二) 成績率の調整に係る規定の整備

所属する職員が少数である任命権者は、他の任命権者に所属する職員との権衡を考慮し必要と認める場合は、人事委員会の承認を得て、成績率について別段の取扱いをすることができることとした。

3 学校教育法の一部改正による副校長職の新設に伴い、規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

- 1 公布の日から施行することとした。ただし、一(三)(2)、2及び3については、平成二十年四月一日から施行することとした。
- 2 一(一)及び(二)については平成十九年四月一日から、一(三)(1)及び(四)については同年十二月一日から適用することとした。
- 3 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県行政組織条例の一部を改正する条例(条例第六号) (総務課)

一 改正の概要

1 行政機関の見直し

- (一) 柏市の中核市移行に伴う行政機関の見直し(第十七条及び第十九条の七関係)
 - (1) 柏健康福祉センターを廃止し、同センターが所管区域としていた柏市、流山市及び我孫子市の区域について、松戸健康福祉センターの所管区域とすることとした。
 - (2) 柏保健所を廃止し、同保健所が所管区域としていた流山市及び我孫子市の区域について、松戸保健所の所管区域とすることとした。
 - (3) 中央食肉衛生検査所の所管区域から柏市を除くこととした。

<p>○ その他の行政機関の見直し</p> <p>(1) 農業総合研究センター病害虫防除課の名称を農林総合研究センター病害虫防除課に変更することとした。(第二十三条の三関係)</p> <p>(2) 千葉地域整備センター千葉整備事務所及び安房地域整備センター鴨川整備事務所を、それぞれ千葉地域整備センター及び安房地域整備センターに統合する(鴨川整備事務所については、出張所とする)こととした。(第二十三条の十一関係)</p> <p>2 附属機関の新設及び廃止</p> <p>(一) 千葉県職業能力開発審議会及び千葉県労働施策振興審議会を廃止し、新たに千葉県労働施策審議会を設置することとした。(別表第二及び別表第三関係)</p> <p>(二) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律に基づく合議制の機関として、千葉県公益認定等審議会の組織等について必要な事項を定めることとした。(別表第四関係)</p> <p>3 その他所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>二 施行期日 平成二十年四月一日から施行することとした。</p> <p>○ 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例(条例第七号)(総務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>1 次の特殊勤務手当について、国に準じて手当額を引き上げることとした。</p> <p>(一) 用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当(改正前 日額六五〇円↓改正後 日額一、〇〇〇円)</p> <p>(二) 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当(改正前 日額四八〇円↘七三〇円↓改正後 日額七一〇円↘一、〇八〇円)</p> <p>2 その他所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>二 施行期日 平成二十年四月一日から施行することとした。</p> <p>○ 使用料及び手数料条例の一部を改正する条例(条例第八号)(政策法務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>1 次の手数料を新設することとした。(別表第一関係)</p> <p>(一) 介護保険法施行令に基づく主任介護支援専門員研修手数料 薬事法に基づくもの 登録販売者試験手数料等五件</p> <p>2 次の手数料等について額の改定等を行うこととした。(別表第一及び別表第二関係)</p>	<p>(二) 介護保険法に基づくもの</p> <p>(一) 介護サービス情報調査手数料等二件</p> <p>(二) 公害紛争処理法に基づく仲裁申請手数料</p> <p>(三) 家畜保健衛生所の家畜保健衛生手数料のうち検査料</p> <p>(四) 職業能力開発校の授業料</p> <p>(五) 千葉県乳牛育成牧場設置管理条例に基づく預託料</p> <p>3 次の使用料を廃止することとした。(別表第一関係)</p> <p>大房岬少年自然の家施設使用料</p> <p>4 農業総合研究センターが農林総合研究センターに名称変更されることに伴い、規定の整備を行うこととした。(別表第一及び別表第四関係)</p> <p>5 学校教育法施行規則の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(別表第一関係)</p> <p>二 施行期日等</p> <p>1 平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、一(二)及び五については公布の日から、一(三)については平成二十年五月一日から施行することとした。</p> <p>2 所要の経過措置を設けることとした。</p> <p>○ 千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例及び千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(条例第九号)(政策法務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>市原都市計画事業特別工業地区岩崎土地区画整理事業について換地処分を行ったことに伴い、次の条例について、規定の整備を行うこととした。</p> <p>1 千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例</p> <p>2 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例</p> <p>二 施行期日 公布の日から施行することとした。</p>
<p>○ 千葉県小規模水道条例等の一部を改正する条例(条例第十号)(政策法務課)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>柏市の中核市移行に伴い、次の条例に基づく事務について柏市の区域を適用除外とし、又は次の条例の対象区域から柏市の区域を除外することとした。</p> <p>1 千葉県小規模水道条例</p> <p>2 千葉県犬取締条例</p> <p>3 千葉県屋外広告物条例</p> <p>4 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例</p>	<p>四</p>

- 5 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例
- 6 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例
- 7 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例

- 二 施行期日等
- 1 平成二十年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例及び千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例(条例第十一号) (政策法務課)

一 改正の概要

老人保健法の題名が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたこと等に伴い、次の条例について、規定の整備を行うこととした。

- 1 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例
- 2 千葉県病院事業の設置等に関する条例

二 施行期日

平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第十二号) (健康福祉指導課)

一 改正の概要

社会福祉士及び介護福祉士法の一部改正に伴い、社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の定義について、規定の整備を行うこととした。(第二条関係)

二 施行期日

公布の日から施行することとした。

○ 千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例(条例第十三号) (障害福祉課)

一 改正の概要

1 掛金の額の改定

加入者が納付する掛金月額について、次のとおり見直すこととした。(第一条及び第二条並びに附則第二項及び第三項関係)

加入時年齢	改正前		改正後	
	新規加入者	既加入者	新規加入者	既加入者
三十五歳未満	三、五〇〇円	九、三〇〇円	五、六〇〇円	
三十五歳以上四十歳未満	四、五〇〇円	一、四〇〇円	六、九〇〇円	
四十歳以上四十五歳未満	六、〇〇〇円	一四、三〇〇円	八、七〇〇円	

四十五歳以上五十歳未満	七、四〇〇円	一七、三〇〇円	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	八、九〇〇円	一八、八〇〇円	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一〇、八〇〇円	二〇、七〇〇円	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	一三、三〇〇円	二三、三〇〇円	一四、五〇〇円

2 弔慰金及び脱退一時金の額の改定

加入者に支給する弔慰金及び脱退一時金の額について、次のとおり見直すこととした。(第一条並びに附則第五項及び第六項関係)

(一) 弔慰金

加入期間	改正前		改正後	
	新規加入者	既加入者	新規加入者	既加入者
一年以上五年未満	二〇、〇〇〇円	五〇、〇〇〇円	三〇、〇〇〇円	
五年以上二十年未満	五〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	
二十年以上	一〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	

(二) 脱退一時金

加入期間	改正前		改正後	
	新規加入者	既加入者	新規加入者	既加入者
五年以上十年未満	三〇、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	四五、〇〇〇円	
十年以上二十年未満	五〇、〇〇〇円	一二五、〇〇〇円	七五、〇〇〇円	
二十年以上	一〇〇、〇〇〇円	二五〇、〇〇〇円	一五〇、〇〇〇円	

3 その他所要の規定の整備を行うこととした。

二 施行期日等

- 1 平成二十年四月一日から施行することとした。
- 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付条例の一部を改正する条例(条例第十四号) (医療整備課)

一 改正の概要

1 題名の改正

題名を「千葉県自治体病院医師確保研修資金等貸付条例」に改めることとした。

2 貸付対象の範囲の拡大(第三条関係)

現行の後期臨床研修医に対する貸付けに加えて、初期臨床研修医に初期臨床研修資金を、大学院で医学の課程を履修している医師(初期臨床研修を修了した医師に限る。)に大学院修学資金を貸し付けることとした。

3 貸付期間(第五条関係)

研修資金等の貸付期間について、貸付けを受けようとする者が連続した十二月以上の期間で任意に設定できることとした。

- 4 貸付決定の取消し(第七条関係)
 - 初期臨床研修資金及び大学院修学資金について、貸付決定の取消しの要件を定めることとした。
 - 5 返還の猶予(第十条関係)
 - 初期臨床研修資金及び大学院修学資金について、研修資金等の返還猶予の要件を定めることとした。
 - 6 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 施行期日等
- 1 平成二十年四月一日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を設けることとした。

○ 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例(条例第十五号) (環境政策課)

- 一 改正の概要
 - 1 柏市の中核市移行に伴い、水質の保全に関する規制等について、柏市の区域を適用除外とすることとした。(第六十七条関係)
 - 2 公害審査会において行う紛争処理の手續に要する費用について規定の整備を行うこととした。(第六十二条関係)
- 二 施行期日等
- 1 平成二十年四月一日から施行することとした。ただし、一・二については、公布の日から施行することとした。
 - 2 所要の経過措置を設けることとした。
 - 3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正し、規定の整備を行うこととした。

○ 職業能力開発校設置管理条例の一部を改正する条例(条例第十六号) (産業人材課)

- 一 改正の概要
 - 現行七校の高等技術専門学校を再編して五校に統合し、次の高等技術専門学校を廃止することとした。(第二条関係)
 - 1 ちばキャリアアップセンター
 - 2 千葉県立長生高等技術専門学校
- 二 施行期日
- 平成二十一年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県立障害者高等技術専門学校設置管理条例の一部を改正する条例(条例第十七号)

(産業人材課)

- 一 改正の概要
 - 1 入校資格の見直し(第五条関係)
 - (一) 入校できる者として、新たに精神障害者を加えることとした。
 - (二) 学歴要件について、各訓練科とも学校教育法第五十七条の規定に該当する者であることとした。
 - (三) 次の要件を撤廃することとした。
 - (1) 日常生活に他人の介護を必要としない者であること。
 - (2) 伝染性の疾病にかかっている者でないこと。
 - 2 その他所要の規定の整備を行うこととした。
- 二 施行期日
- 平成二十一年四月一日から施行することとした。

○ 千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例(条例第十八号) (住宅課)

- 一 改正の概要
 - 君津外箕輪県営住宅を廃止することとした。(別表関係)
- 二 施行期日
- 平成二十年四月一日から施行することとした。

○ 教育機関設置条例の一部を改正する条例(条例第十九号) (教育庁)

- 一 改正の概要
 - 千葉県立上総博物館を廃止することとした。(第二十条関係)
- 二 施行期日等
- 1 平成二十年四月一日から施行することとした。
 - 2 使用料及び手数料条例の一部を改正し、博物館の入場料及び年間入場料を定めた規定中千葉県立上総博物館に係る部分を削除することとした。(別表第一関係)

○ 千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例(条例第二十号) (教育庁)

- 一 改正の概要
 - 次のとおり学校職員の定数を改めることとした。(第二条関係)
 - 1 教育委員会の所管に属する学校の職員 一〇、八三八人(改正前一〇、九七二人)
 - 2 県費負担教職員 二九、九六三人(改正前二九、八九〇人)
- 二 施行期日
- 平成二十年四月一日から施行することとした。

<p>○ 千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例 (条例第二十一号) (教育庁)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>スポーツ振興法の一部改正に伴い、規定の整備を行うこととした。(第一条関係)</p> <p>二 施行期日</p> <p>平成二十年四月一日から施行することとした。</p>	<p>○ 千葉県警察基本条例の一部を改正する条例 (条例第二十二号) (警察本部)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>自己啓発等休業の承認を受けている警察職員を定員の外に置くこととした。(第九条関係)</p> <p>二 施行期日</p> <p>平成二十年四月一日から施行することとした。</p> <p>○ 千葉県水道事業給水条例等の一部を改正する条例 (条例第二十三号) (水道局)</p> <p>一 改正の概要</p> <p>市原市及び印西市並びに印旛郡本埜村における字の区域及び名称の変更に伴い、次の条例に規定されている給水区域の表記について所要の規定の整備を行うこととした。</p> <p>1 千葉県水道事業給水条例 (附則別表関係)</p> <p>2 千葉県水道事業の設置等に関する条例 (別表関係)</p> <p>3 千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例 (附則別表関係)</p> <p>二 施行期日</p> <p>公布の日から施行することとした。</p>	<p>千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例をここに公布する。</p> <p>平成二十年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 堂 本 暁 子</p> <p>千葉県条例第一号</p> <p>千葉県後期高齢者医療財政安定化基金条例</p> <p>(趣旨)</p> <p>第一条 この条例は、前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令 (平成十九年政令第三百二十五号。以下「政令」という。) 第十九条第一項及び第二十条の規定により、千葉県後期高齢者医療財政安定化基金 (以下「基金」という。) の運営に関し必要な事項を定めるものとする。</p>
--	---	---

<p>(抛出率)</p> <p>第二条 政令第十九条第一項に規定する財政安定化基金抛出率を標準として条例で定める割合は、一万分の九とする。</p> <p>(積立て)</p> <p>第三条 基金として積み立てる額は、毎年度の歳入歳出予算で定める額 (基金の運用から生ずる収益を含む。) とする。</p> <p>(管理)</p> <p>第四条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。</p> <p>2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。</p> <p>(繰替運用)</p> <p>第五条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p> <p>(委任)</p> <p>第六条 この条例に定めるもののほか、基金の運営に関し必要な事項は、知事が定める。</p>	<p>附 則</p> <p>この条例は、平成二十年四月一日から施行する。</p> <p>千葉県観光立県の推進に関する条例をここに公布する。</p> <p>平成二十年三月二十八日</p> <p>千葉県知事 堂 本 暁 子</p> <p>千葉県条例第二号</p> <p>千葉県観光立県の推進に関する条例</p> <p>日常生活から離れ、普段とは異なる自然や生活に接することは、新たな出会いと自己の発見のきっかけとなる。ときには、そのことが人の考え方や生き方をも変える可能性を持つ。人々は、日常、自らが身を置く環境にはないものにあこがれ、気に入った土地に滞在することも含めて、観光を生活の一部としてとらえるようになってきた。</p> <p>千葉県は、海に抱かれ、年間を通じて陽光に恵まれて、その温暖な気候は、県の花である菜の花に象徴されている。明るい日ざしの中、人々は特徴的な地形である谷津を中心に形成された里山や沿岸の人々が守り育ててきた海辺等を舞台として生活を営んできた。</p> <p>さらに、このような気候や風土にあこがれ、多くの人々が訪れ、交流を重ねながら、産業の発展とともに移り住み、都市と農山漁村とが共存する現在の千葉県が形づくられていく。</p> <p>このように、千葉県は、自然、生活、産業等の多様な特色を有し、都市も農山漁村も多くの人をひきつける力を持っている。特に、里山のような自然と生活とが調和を保ちなが</p>
---	--

ら結び付いた場がほぼ全域に存在することは、千葉県の大きな特色となっている。このこととは、あらゆる人が、このような場に身を置き、そこに存在するあるがままの自然や生活に接することができるということであり、観光を生活の一部としてとらえる上で、千葉県が大きな可能性を有していることを意味する。

ところで、観光を通じた地域づくりの努力や取組は、来訪者との交流等と相まって、新たな文化を創出し、経済の持続的な発展をもたらすとともに、県民の郷土への誇りと愛着を培い、地域をより魅力的なものとしていく。

そのためには、観光に携わる事業者だけでなく、県民、企業、大学、行政等が、継承されてきた千葉県の豊かな自然を次代に引き継ぎつつ、県内のすべての地域において、多様な特色を生かし、来訪者をもてなす心をもって、地域や分野を越えて連携し、一体となって観光の振興に取り組むことが重要である。

そこで、観光立県の実現について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、二十一世紀にふさわしい観光の舞台となる千葉県を実現するため、ここに千葉県観光立県の推進に関する条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、観光立県の実現について、基本理念を定め、県の責務及び県民、事業者等の役割を明らかにするとともに、観光立県の実現に関する施策の基本となる事項を定めることにより、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって魅力ある活力に満ちた地域社会を実現し、並びに県の文化の振興に資するとともに、県の経済の健全な発展及び県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 多様な主体 地域住民、地域住民を構成員とする団体、事業者、事業者を構成員とする団体、大学その他の教育機関、地方公共団体その他の地域社会を構成する主体をいう。

二 観光資源 地域の生活、自然、歴史、伝統、文化、産業その他の観光の振興に資する資源をいう。

三 観光づくり地域活動 多様な主体が、その自発的意思に基づき、創意工夫を生かして、観光資源を保全するとともに、これを育成すること、観光資源となり得るものを発見し、これを観光資源とすること及び観光資源の魅力を増進させること並びに観光資源を活用して地域に来訪する者(当該地域に居住する者以外の者で当該地域に長期的に滞在するものを含む。以下同じ。)との交流に取り組むことをいう。

(基本理念)

第三条 観光立県は、観光づくり地域活動を促進することにより、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが特に重要であるという認識の下に、その実現が図られな

ればならない。

2 観光立県は、多様な主体が行う又は多様な主体と地域に来訪する者などが一体となつて行う観光づくり地域活動その他の魅力ある活力に満ちた地域社会の形成に向けた取組により、多様な主体と地域に来訪する者との間の交流(以下「来訪者との交流」という。)を一層促進することが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

3 観光立県は、多様な事業の分野における特色ある事業活動から構成される観光産業(以下「観光産業」という。)の振興を図ること及び観光産業と農業、漁業、製造業その他の産業(以下「多様な産業」という。)との有機的な連携を図ることにより、地域の産業活動、社会活動、文化活動その他の活動を活発にし、魅力ある活力に満ちた地域社会の形成を図ることが重要であるという認識の下に、その実現が図られなければならない。

4 観光立県の実現に関する施策を講ずるに当たっては、本県には成田国際空港が設置されているという特性及び港湾がその本来の機能のほか人々の交流の拠点としての機能を有するという特性が最大限に活用されるよう配慮されなければならない。

5 観光立県の実現に向けた取組は、地域の生活環境、自然環境及び景観を維持しつつ、継続してこれらとの調和を図ることが地域の魅力を増進させるとして認識の下に行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、観光立県の実現に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(県と市町村との連携)

第五条 県は、観光立県の実現に関する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と連携するとともに、市町村が実施する観光に関する施策について、市町村に対し、情報の提供、技術的な助言その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。

(県民の役割)

第六条 県民は、基本理念にのっとり、観光立県に対する関心及び理解を深めるとともに、地域の魅力を増進させ、及び地域に来訪する者に対し、その立場に立って対応するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第七条 事業者は、基本理念にのっとり、観光資源(観光資源になり得るものを含む。)が自らの事業活動に活用できるものであること又は自らの事業活動が観光づくり地域活動に資するものであることを認識するとともに、自らの事業活動と多様な事業の分野における事業活動との連携その他の自らの創意工夫による事業活動を行うよう努めるもの

とする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(観光関係団体の役割)

第八条 観光の振興その他の観光に関する活動を行う法人その他の団体(以下「観光関係団体」という。)は、基本理念にのっとり、多様な主体が連携して行う観光立県の実現に向けた取組の促進、観光に関する情報の発信その他の観光宣伝活動の実施、地域に訪する者を適切にもてなすための情報の提供その他の必要な措置の実施、県民の観光立県に対する関心及び理解の増進その他の観光立県の実現に向けた取組に努めるものとする。

2 観光関係団体は、基本理念にのっとり、県が実施する観光立県の実現に関する施策に積極的に協力するよう努めるものとする。

(観光立県推進基本計画)

第九条 知事は、観光立県の実現に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、観光立県の実現に関する基本的な計画(以下この条において「観光立県推進基本計画」という。)を定めなければならない。

2 観光立県推進基本計画においては、次の各号に掲げる事項について定めるものとする。

一 観光立県の実現に関する施策についての基本的な方針

二 観光立県の実現に関する目標

三 観光立県の実現に関し、県が総合的かつ計画的に講ずべき施策

四 前各号に掲げるもののほか、観光立県の実現に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、観光立県推進基本計画を定め、又は変更するに当たっては、あらかじめ、事業者、観光関係団体、観光に関する識見を有する者その他の関係者の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、観光立県推進基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(観光づくり地域活動の促進)

第十条 県は、観光づくり地域活動を促進するために必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、それぞれの多様な主体が有機的に連携して観光づくり地域活動を行うことができるよう努めなければならない。

(観光立県の実現のための基盤整備等)

第十一条 県は、道路、鉄道、港湾その他の観光の基盤となる交通施設(以下「交通施設」という。)及び宿泊施設、来訪者との交流のための施設、案内施設その他の観光づくり地域活動に資する施設(以下「観光関連施設」という。)の整備並びに観光に関する

情報の提供等に関する機能の充実に必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、前項の施策を講ずるに当たっては、地域の生活環境、自然環境及び景観の維持並びにこれらとの調和に配慮しなければならない。

(地域への来訪の促進等)

第十二条 知事は、来訪者との交流を促進するための行事が総合的かつ集中的に実施されるための環境の整備並びに国外又は県内外からの地域への来訪及びこれによる来訪者との交流の促進のために必要な情報の発信その他の広報宣伝の重点的かつ効果的な実施に關し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、国際会議、展示会、スポーツの競技会その他の地域への来訪の促進に資する行事の開催を増加させるため、当該行事の誘致の促進及び開催の円滑化に關し必要な施策を講ずるものとする。

3 県は、前項の施策を講ずることにより来訪した者の他の地域への来訪及びこれによる来訪者との交流の促進に關し必要な施策を講ずるものとする。

(成田国際空港を利用する外国人来訪者の地域への来訪の促進等)

第十三条 知事は、成田国際空港を利用して来訪する外国人(以下この条において「外国人来訪者」という。)の地域への来訪及びこれによる多様な主体と外国人来訪者との間の交流(次項において「外国人来訪者との交流」という。)を促進するため、本県の観光資源の効果的な広報宣伝の実施に關し必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、外国人来訪者との交流を促進するため、交通施設及び観光関連施設の整備、通訳案内のサービスの向上その他の外国人来訪者の受入れの体制の整備に關し必要な施策を講ずるものとする。

(来訪者を適切にもてなすこと等による来訪者との交流の促進)

第十四条 知事は、来訪者との交流を促進するため、多様な主体に対し、観光資源に関する理解及び来訪者との交流に対する意欲を増進し、並びに地域に来訪する者を適切にもてなすための情報及び学習の機会の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、地域に来訪する者の利便の増進を図ることにより来訪者との交流を促進するため、地域に来訪する者のうち高齢者、障害者、外国人その他の特に配慮を要するものが円滑に利用できる観光関連施設及び公共施設の整備並びにこれらの利便性の向上、情報通信技術を活用した観光に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光産業の振興)

第十五条 知事は、観光産業の経営基盤の強化を図るため、資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、前項の施策のほか、観光産業の振興を図るため、観光産業と多様な産業との有機的な連携を促進するとともに、新たな観光に関する事業の創出及び育成のための資金供給の円滑化、相談及び支援を行う体制の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

(観光の振興に寄与する人材の育成)

第十六条 県は、観光の振興に関し意欲及び知識を有する者並びに観光に関する事業における指導者の育成を図るため、観光又は観光に関する事業の振興に関する社会教育の充実及び専門家の派遣、観光資源に関する情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 知事は、大学又は専修学校が観光の振興に寄与する人材を育成するため自主的に事業を実施する場合には、その求めに応じて、これに協力するよう努めるものとする。

(観光づくり地域活動に関する学習の振興等)

第十七条 県は、青少年をはじめ広く県民があらゆる機会を通じて観光に対する関心及び理解を深めることができるよう、学校教育及び社会教育における観光づくり地域活動に関する学習の振興並びに観光づくり地域活動に関する啓発及び知識の普及に関し必要な施策を講ずるものとする。

(統計調査その他の調査及び研究)

第十八条 知事は、観光立県の実現に関する施策を効果的に推進するため、統計調査その他の必要な調査及び研究を行うものとする。

(財政上の措置)

第十九条 県は、観光立県の実現に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(観光立県の実現のための体制の整備)

第二十条 知事は、県と事業者、観光関係団体その他の関係者とが協働して観光立県の実現に向けた取組を行うための体制を整備するものとする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第三号

千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例

目次

前文

第一章 総則(第一条―第六条)

第二章 良好な景観の形成に関する基本的施策(第七条―第九条)

第三章 認定景観づくり地域協定等に係る制度

第一節 景観づくり地域協定(第十条―第十七条)

第二節 景観づくり地域活動団体及び景観づくり社会貢献事業者(第十八条―第二十

条)

第三節 景観づくり事業者協定(第二十一条)

第四節 認定景観づくり地域協定等に係る制度の運用、活用等(第二十二条・第二十三

条)

第四章 広域景観計画(第二十四条)

第五章 公共事業景観形成指針(第二十五条)

第六章 雑則(第二十六条・第二十七条)

附則

私たちの住む房総は、黒潮と親潮とが交わる太平洋に面する広大な砂浜や変化に富んだ海岸を背に、たおやかな丘陵とのびやかな台地が広がり、水と緑の彩り豊かな様相を見せている。また、歴史や文化が織り成す様々なまちなみ、人と自然との営みが調和しつつ維持されてきた田園や里山等が形づくられている。これらの恵まれた自然環境と人々の営みとが相まって形成されてきた特色ある景観は、見る者を魅了し、地域の活力を生み出す源であり、地域に住む人々の心を映し出す鏡とも言える。

これまで、人々の価値観が変遷する中、地域の貴重な財産である景観に対して、必ずしも十分な配慮がなされてきたとは言いがたい。今、本県の有する良好な景観を、責任を持って次代に引き継いでいくことは、私たちにとって重要な課題となっている。

もとより、景観は何ら特別なものではなく、一人ひとりが営む生活の中に、あるいはその周辺におのずから存在するものである。また、身近に存在した良好な景観が失われて初めてその価値に気付くこともある。地域住民を中心として、県民、事業者、市町村、県等の地域にかかわるすべての主体が、このことに思いをいたし、景観についての認識を共有することこそが良好な景観を形成する基礎となるものである。

その上で、これら様々な主体が、それぞれの創意工夫を生かしつつ連携し、又は協働することにより良好な景観の形成に継続して取り組むことは、極めて重要な意義を持つものと確信する。

そこで、良好な景観の形成について、基本理念を明らかにしてその方向性を示し、県民一人ひとりが誇りと愛着を持つことのできる景観を実現するという目的を達成するため、ここに千葉県良好な景観の形成の推進に関する条例を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、良好な景観の形成について、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び県に来訪する者(以下「来訪者」という。)の役割を明らかにするとともに、良好な景観の形成に関する施策を総合的に推進することにより、美しく魅力ある県土の形成、潤いのある豊かな生活環境の創造及び個性的で活力ある地域社会の実現を図り、もって県民生活の向上並びに県民経済及び地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする。

(基本理念)

第二条 良好な景観は、これが美しく魅力ある県土の形成と潤いのある豊かな生活環境の創造に不可欠なものであること及び地域住民をはじめとする地域にかかわる多様な主体がその重要性を認識することがその形成の基礎であることにかんがみ、良好な景観が将来の県民に継承されるべき重要な資産であること、その形成が重要であること及びその形成に向けた継続的な取組が必要であることが認識されることを旨として、その形成が図られなければならない。

2 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等との調和により形成されるものであることにかんがみ、適正な制限の下にこれらが調和した土地利用がなされること等を通じて、その形成が図られなければならない。

3 良好な景観は、地域の固有の特性と密接に関連するものであることにかんがみ、地域住民の意向を尊重し、それぞれの地域の個性及び特色の伸長に資するよう、その多様な形成が図られなければならない。

4 良好な景観は、県、市町村、県民、事業者、来訪者その他社会を構成する多様な主体が相互に連携し、又は協働することを旨として、その形成が図られなければならない。

5 良好な景観は、これ及びその形成に向けた取組が観光の振興その他の地域の振興と密接に関連するものであることにかんがみ、地域の活性化に資するよう、その形成が図られなければならない。

6 良好な景観の形成は、現にある良好な景観を保全することのみならず、現にある景観をより良好な景観に整備することを旨として、行われなければならない。

(県の責務)
第三条 県は、前条に規定する基本理念(以下「基本理念」という。)のっとり、良好な景観の形成に関する総合的かつ広域的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、基本理念ののっとり、県民、事業者及び来訪者に対し、良好な景観の形成に関する啓発、知識の普及等に努めなければならない。

(県民の役割)
第四条 県民は、基本理念ののっとり、良好な景観及びその形成の重要性について理解を深めるとともに、地域における良好な景観の形成に向けた取組を自主的に行うよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念ののっとり、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(事業者の役割)
第五条 事業者は、基本理念ののっとり、土地の利用等の事業活動を行うに当たっては、これが景観に影響を与えることを認識するとともに、良好な景観の形成に自ら努めるものとする。

2 事業者は、基本理念ののっとり、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力しなければならない。

(来訪者の協力)
第六条 来訪者は、基本理念ののっとり、県が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 良好な景観の形成に関する基本的施策
(基本方針)
第七条 知事は、良好な景観の形成に関する基本的な方針(以下この条において「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次の各号に掲げる事項を定めるものとする。
一 良好な景観の形成に関する基本的方向
二 良好な景観の形成に関する施策を推進するための基本的な事項
三 前各号に掲げるもののほか、良好な景観の形成に関し必要な事項

3 知事は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、市町村及び千葉県景観審議会(以下「審議会」という。)の意見を聴くとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

4 知事は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(市町村への支援等)
第八条 県は、良好な景観の形成を図る上で市町村が果たすべき役割の重要性にかんがみ、市町村が行うその実情に応じた良好な景観の形成に向けた取組を促進するため、市町村との適切な役割分担を踏まえて、技術的な助言、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

2 県は、市町村の求めに応じ、市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に関し、広域的な見地からの調整を行うことに努めるものとする。

(県民及び事業者への支援)
第九条 県は、県民及び事業者が行う良好な景観の形成に向けた取組を促進するため、情報の提供、学習の機会の提供、良好な景観の形成に向けた取組に参加する機会の提供その他の必要な支援を行うものとする。

第三章 認定景観づくり地域協定等に係る制度
第一節 景観づくり地域協定
(景観づくり地域協定の締結等)

第十条 土地所有者等(景観法(平成十六年法律第百十号。以下「法」という。))第八十一条第一項に規定する土地所有者等をいう。以下同じ。)は、その全員の合意により、当該土地の区域において行う良好な景観の形成に向けた取組に関する協定(以下「景観づくり地域協定」という。)を締結し、当該景観づくり地域協定が適当である旨の知事

の認定を受けることができる。

2 前項の認定を受けようとする土地所有者等は、協定土地所有者等（当該土地所有者等のうち、当該景観づくり地域協定に係る土地（土地区画整理法（昭和二十九年法律第十九号）第九十八条第一項（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）第八十三条において準用する場合を含む。）の規定により仮換地として指定された土地にあつては、当該土地に対応する従前の土地）の区域内に借地権（法第十一条第一項に規定する借地権をいう。）の目的となつている土地がある場合における当該土地の所有者を除いたものをいう。以下同じ。）のうちから代表者を定め、当該代表者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

3 景観づくり地域協定においては、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

一 協定土地所有者等の氏名
二 協定対象区域（当該景観づくり地域協定の目的となる土地の区域をいう。以下同じ。）

三 協定土地所有者等が行う良好な景観の形成に向けた取組に関する事項

四 景観づくり地域協定の有効期間

五 景観づくり地域協定に違反した場合の措置

六 その他必要な事項

（景観づくり地域協定の認定等）

第十一条 知事は、前条第一項の認定の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同項の認定をするものとする。

一 協定土地所有者等の数が、十人以上（規則で定める場合にあつては、二人以上）であること。

二 申請の手續又は景観づくり地域協定の内容が、この条例及び他の法令に違反するものでないこと。

三 景観づくり地域協定の内容が、県及び関係市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に照らして適当であること。

四 景観づくり地域協定の内容が、土地、建築物（法第七条第二項に規定する建築物をいう。以下同じ。）又は工作物（建築物を除く。以下同じ。）の利用を不当に制限するものでないこと。

五 景観づくり地域協定の内容が、良好な景観の形成に資すると認められるものであること。

六 景観づくり地域協定の内容が、確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

七 景観づくり地域協定の有効期間が、規則で定める要件に適合するものであること。

八 協定対象区域が、当該景観づくり地域協定に基づき行われる良好な景観の形成に向

けた取組と相当の関連性を有すると合理的に認められるものであること。

2 知事は、前条第一項の認定をするに当たつては、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くものとする。

3 知事は、前条第一項の認定をするに当たつて必要があると認めるときは、あらかじめ、第二十六条に規定する景観評価審査委員の意見を聴くことができる。

4 知事は、前条第一項の認定をしたときは、遅滞なく、規則で定める事項を公表するとともに、その旨を関係市町村に通知しなければならない。

（認定景観づくり地域協定の廃止）

第十二条 第十条第一項の認定を受けた景観づくり地域協定（以下「認定景観づくり地域協定」という。）に係る協定土地所有者等（以下「認定協定土地所有者等」という。）の代表者は、当該認定景観づくり地域協定において定めた事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合においては、当該認定景観づくり地域協定に係る土地所有者等の全員の合意をもつてその旨を定め、規則で定めるところにより、知事の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の変更の認定について準用する。

3 認定協定土地所有者等の代表者は、当該認定景観づくり地域協定において定めた事項について第一項の規則で定める軽微な変更をしたときは、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

（認定景観づくり地域協定の廃止）

第十三条 認定景観づくり地域協定（前条第一項の変更の認定を受けたときは、その変更後のもの。以下同じ。）を廃止した場合においては、当該認定協定土地所有者等の代表者であつた者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 第十一条第四項の規定は、前項の届出について準用する。

第十四条 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、認定景観づくり地域協定の認定を取り消すものとする。

一 認定景観づくり地域協定が、第十一条第一項各号のいずれかに該当しないものと認められるに至つたとき。

二 認定協定土地所有者等の代表者から、規則で定めるところにより、当該認定景観づくり地域協定の認定の取消しの申請があつたとき。

2 第十一条第二項及び第三項の規定は前項第一号の規定に該当して認定景観づくり地域協定の認定の取消しをする場合について、同条第四項の規定は前項の規定による認定景観づくり地域協定の認定の取消しをした場合について、それぞれ準用する。

第十五条 認定協定土地所有者等は、当該認定景観づくり地域協定に基づき行う良好な景

観の形成に向けた取組を周知するよう努めるものとする。

(認定景観づくり地域協定に基づく取組に対する支援)

第十六条 知事は、認定景観づくり地域協定に基づき行われる良好な景観の形成に向けた取組に資するため、認定協定土地所有者等に対し、情報の提供、助言その他の必要な支援を行うものとする。

(報告の求め)

第十七条 知事は、認定協定土地所有者等の代表者に対し、当該認定景観づくり地域協定に基づき行われる良好な景観の形成に向けた取組に関し、必要な報告を求めることができる。

第二節 景観づくり地域活動団体及び景観づくり社会貢献事業者

(景観づくり地域活動団体等の認定の申請)

第十八条 良好な景観の形成に向けた取組を行う法人その他の団体(営利を目的としないものに限る。以下「景観づくり地域活動団体」という。)は、知事の認定を受けることができる。

2 良好な景観の形成に向けた取組を行う法人その他の団体(景観づくり地域活動団体を除く。以下「景観づくり社会貢献事業者」という。)は、知事の認定を受けることができる。

3 第一項の認定を受けようとする景観づくり地域活動団体又は前項の認定を受けようとする景観づくり社会貢献事業者は、規則で定めるところにより、知事に申請しなければならない。

(景観づくり地域活動団体等の認定等)

第十九条 知事は、前条第一項又は第二項の認定の申請が次の各号のいずれにも該当するときは、同条第一項又は第二項の認定をするものとする。

一 申請の手續又は景観づくり地域活動団体若しくは景観づくり社会貢献事業者(以下この条において「景観づくり地域活動団体等」という。)が行う良好な景観の形成に向けた取組の内容が、この条例及び他の法令に違反するものでないこと。

二 景観づくり地域活動団体等が行う良好な景観の形成に向けた取組の内容が、県及び関係市町村が実施する良好な景観の形成に関する施策に照らして適当であること。

三 景観づくり地域活動団体等が行う良好な景観の形成に向けた取組の内容が、土地、建築物又は工作物の利用を不当に制限するものでないこと。

四 景観づくり地域活動団体等が行う良好な景観の形成に向けた取組の内容が、良好な景観の形成に資すると認められるものであること。

五 景観づくり地域活動団体等が行う良好な景観の形成に向けた取組の内容が、確実かつ効果的に実施されると見込まれるものであること。

六 景観づくり地域活動団体等が、継続的かつ適切に良好な景観の形成に向けた取組を行うと認められるものであること。

2 第十一条第二項から第四項までの規定は、前条第一項又は第二項の認定について準用する。

(認定景観づくり地域協定の変更の認定等の準用)

第二十条 第十二条の規定は第十八条第一項の認定を受けた景観づくり地域活動団体又は同条第二項の認定を受けた景観づくり社会貢献事業者(以下「認定景観づくり地域活動団体等」という。)が行う良好な景観の形成に向けた取組の内容の変更について、第十三条の規定は認定景観づくり地域活動団体等が良好な景観の形成に向けた取組のすべてを廃止した場合について、第十四条の規定は認定景観づくり地域活動団体等の認定の取消しについて、第十五条の規定は認定景観づくり地域活動団体等が行う良好な景観の形成に向けた取組の周知について、第十六条の規定は認定景観づくり地域活動団体等に対する支援について、第十七条の規定は認定景観づくり地域活動団体等の報告について、それぞれ準用する。

第三節 景観づくり事業者協定

(景観づくり事業者協定の締結等)

第二十一条 知事は、良好な景観の形成を図るために必要があるときは、事業者との間において、良好な景観の形成に向けた取組に関する協定(以下「景観づくり事業者協定」という。)を締結することができる。

2 第十一条第二項から第四項までの規定は、景観づくり事業者協定の締結について準用する。

第四節 認定景観づくり地域協定等に係る制度の運用、活用等

(認定景観づくり地域協定等に係る制度の効果的な運用等)

第二十二条 知事は、認定景観づくり地域協定等(認定景観づくり地域協定、認定景観づくり地域活動団体等又は景観づくり事業者協定をいう。以下同じ。)により行われる良好な景観の形成に向けた取組が当該取組以外の良好な景観の形成に向けた取組と相まってより良好な景観の形成が図られるよう、認定景観づくり地域協定等に係る制度の効果的な運用の確保に努めるとともに、良好な景観の形成の一層の推進を図るため、認定景観づくり地域協定等により行われる良好な景観の形成に向けた取組が当該取組以外の良好な景観の形成に向けた取組と相まってより良好な景観の形成が図られた事例の周知その他の必要な措置を講ずるものとする。

(認定景観づくり地域協定等に係る制度の活用等)

第二十三条 県民及び事業者は、良好な景観の形成に向けた取組を行うに当たっては、認定景観づくり地域協定等に係る制度の活用を考慮するとともに、当該取組が当該取組以外の良好な景観の形成に向けた取組と相まってより良好な景観の形成が図られるよう努めるものとする。

第四章 広域景観計画

(広域景観計画)

第二十四条 県は、法第八条第一項に規定する景観計画（次項において「景観計画」という。）を定めようとするときは、市町村の区域を超えた広域的な見地から定めるものとする。

2 県は、前項の規定により定める景観計画（以下この条において「広域景観計画」という。）の区域に景観形成重要区域（広域景観計画の区域のうち、重点的に良好な景観の形成を図る必要があると認める区域をいう。）を定めることができる。

3 県は、広域景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴くとともに、その同意を得なければならない。

4 県は、広域景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、住民の意見を聴き、その合意形成を図るために必要な措置を講ずるとともに、その案を公表し、広く県民等の意見を求めなければならない。

5 県は、広域景観計画を定めようとするときは、あらかじめ、審議会の意見を聴かなければならない。

6 前三項の規定は、広域景観計画の変更について準用する。

第五章 公共事業景観形成指針

第二十五条 知事は、県が公共事業を実施するに当たって良好な景観の形成のために配慮すべき事項に関する指針（次項において「公共事業景観形成指針」という。）を定めなければならない。

2 第七条第三項から第五項までの規定は、公共事業景観形成指針について準用する。この場合において、同条第三項中「市町村及び千葉県景観審議会（以下「審議会」という。）」とあるのは、「千葉県景観審議会」と読み替えるものとする。

第六章 雑則

（景観評価審査委員）

第二十六条 知事は、良好な景観の形成に関する施策の推進に関し必要な事項を調査させるため、専門の学識経験を有する者を景観評価審査委員として委嘱することができる。

（委任）

第二十七条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（千葉県行政組織条例の一部改正）

2 千葉県行政組織条例（昭和三十二年千葉県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

別表第二に次のように加える。

千葉県景観審議会

良好な景観の形成に関する施策の策定及び実施に関する重要事項を調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

別表第三に次のように加える。

千葉県景観審議会	会長	一 学識経験を有する者	二十人以上	三年
副会長	二 事業者を代表する者	内		
委員	三 市及び町村を代表する者			
	四 住民の代表者			

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第四号

千葉県職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県職員定数条例（昭和二十六年千葉県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一号イ中「八、一〇四人」を「七、八〇四人」に改め、同条第九号中「一、〇九七人」を「一、〇七二人」に改め、同条第十号中「五四六人」を「四八六人」に改める。

第四条第一項中第七号を第八号とし、第四号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、第三号の次に次の一号を加える。

四 自己啓発等休業の承認を受けている職員

第四条第二項中「第四号」を「第五号」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第五号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の給与に関する条例の一部改正）

第一条 職員の給与に関する条例（昭和二十七年千葉県条例第五十号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「六千円(職員に扶養親族でない配偶者があつてはそれのうち一人については六千五百円、)」を「六千五百円(」に、「ない場合にあつては」を「ない場合にあつては、」に改める。

第十条第三項後段中「扶養親族である配偶者のないもの」を「配偶者のないもの」に、「について当該職員の配偶者が扶養親族としての要件を欠くに至つた場合又は同項第三号に掲げる事実が生じた」を「が配偶者のない職員となつた」に改める。

第二十条の四第二項第一号中「百分の七十二・五」を「百分の七十七・五」に、「百分の九十二・五」を「百分の九十七・五」に改める。
附則に次の一項を加える。

32 当分の間、職務の級が行政職給料表の十級である職員及び第八条の二第一項の規定による管理職手当の区分が当該職員と同一の職を占める職員に対する第二十条の四第二項第一号の規定の適用については、同号中「百分の九十七・五」とあるのは、「百分の九十二・五」とする。

別表第一中

「			」		
1 級	2 級	3 級	1 級	2 級	3 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円	円	円
134,000	183,800	221,100	135,600	185,800	222,900
135,100	185,600	223,000	136,700	187,600	224,800
136,200	187,400	224,900	137,900	189,400	226,700
137,300	189,200	226,800	139,000	191,200	228,500
138,400	190,800	228,600	140,100	192,800	230,200
139,500	192,600	230,600	141,200	194,600	232,100
140,600	194,400	232,600	142,300	196,400	234,000
141,700	196,200	234,600	143,400	198,200	235,800
142,800	198,000	236,600	144,500	200,000	237,700
144,100	199,800	238,600	145,900	201,800	239,600
145,400	201,600	240,600	147,200	203,600	241,500
146,700	203,400	242,600	148,500	205,400	243,400
148,000	205,000	244,600	149,800	207,000	245,300
149,500	206,900	246,600	151,300	208,900	247,200
151,000	208,800	248,600	152,800	210,800	249,000
152,500			153,800		
			155,300		
			156,800		
			158,300		
			159,700		
			162,300		
			164,900		
			167,500		
			170,200		
			171,900		
			173,600		
			175,300		
			176,800		
			178,600		
			180,400		
			182,200		
			183,800		
			185,300		
			186,800		
			188,300		
			189,600		
			190,900		
			192,200		
			193,500		
			194,900		
			196,200		
			197,500		
			154,400		
			155,700		
			157,200		
			158,700		
			160,200		
			161,600		
			164,300		
			166,900		
			169,500		
			172,200		
			173,900		
			175,600		
			177,300		
			178,800		
			180,600		
			182,400		
			184,200		
			185,800		
			187,300		
			188,800		
			190,300		
			191,600		
			192,900		
			194,200		
			195,500		
			196,900		
			198,200		
			199,500		

を

198,800	258,800	303,000	200,800	258,800	303,000	162,800	178,700	205,900	245,400	164,700	180,900	208,200	247,400
200,000	260,100	304,700	202,000	260,100	304,700	156,200	171,500	197,900	238,100	158,100	173,600	200,200	240,100
201,300	261,500	306,400	203,300	261,500	306,400	157,900	173,300	199,900	239,900	159,800	175,400	202,200	241,900
202,600	262,900	308,100	204,600	262,900	308,100	159,600	175,100	201,900	241,700	161,500	177,200	204,200	243,700
203,900	264,300	309,800	205,900	264,300	309,800	161,300	176,900	203,900	243,500	163,200	179,000	206,200	245,500
205,100	265,600	311,300	207,100	265,600	311,300	162,800	178,700	205,900	245,400	164,700	180,900	208,200	247,400
206,300	266,900	312,900	208,200	266,900	312,900	164,600	181,000	207,900	247,300	166,600	183,200	210,200	249,300
207,500	268,200	314,500	209,300	268,200	314,500	166,400	183,300	209,900	249,200	168,400	185,500	212,200	251,200
208,700	269,500	316,100	210,400	269,500	316,100	168,200	185,600	211,900	251,100	170,300	187,800	214,200	253,100
210,000	270,600	317,800	211,600	270,600	317,800	169,900	187,800	214,000	252,800	172,000	190,000	216,300	254,800
211,100	271,900	319,400	212,600	271,900	319,400	171,600	190,300	215,800	254,700	173,700	192,600	218,100	256,700
212,200	273,200	321,000	213,600	273,200	321,000	173,300	192,800	217,600	256,600	175,400	195,100	219,900	258,600
213,300	274,500	322,600	214,600	274,500	322,600	175,000	195,300	219,400	258,500	177,100	197,600	221,700	260,400
214,400	275,700	324,100	215,600	275,700	324,100	176,800	197,700	221,300	260,300	179,000	200,000	223,600	262,100
215,500	276,800	325,300	216,600	276,800	325,300	178,900	199,500	223,200	262,000	181,100	201,800	225,500	263,700
216,600	277,900	326,500	217,600	277,900	326,500	181,000	201,300	225,100	263,700	183,200	203,600	227,400	265,300
217,700	279,000	327,700	218,600	279,000	327,700	183,100	203,100	227,000	265,400	185,300	205,400	229,300	266,800
218,800	280,200	328,800	219,600	280,200	328,800	185,300	205,000	228,700	267,000	187,500	207,300	231,000	268,300
219,900	281,200	329,800	220,600	281,200	329,800	187,700	206,900	230,500	269,000	189,900	209,200	232,800	270,200
221,000	282,200	330,800	221,600	282,200	330,800	190,100	208,800	232,300	271,000	192,300	211,100	234,600	272,100
222,100	283,200	331,800	222,600	283,200	331,800	192,500	210,700	234,100	273,000	194,700	213,000	236,400	274,000
223,000	284,200	332,700	223,400	284,200	332,700	195,000	212,400	235,900	274,900	197,200	214,700	238,200	275,700
224,100	285,100	333,500	224,400	285,100	333,500	196,800	214,200	237,400	277,000	199,000	216,500	239,700	277,600
225,200	286,000	334,300	225,400	286,000	334,300	198,600	216,000	238,900	279,100	200,800	218,300	241,200	279,500
226,300	286,900	335,100	226,500	286,900	335,100	200,400	217,800	240,400	281,200	202,600	220,100	242,700	281,400
142,800	183,800	217,500	144,500	185,800	219,200	202,300	219,500	241,900	283,100	204,500	221,800	244,200	283,100

別表第一二中

々

々々々々

204,100	221,200	243,600	285,300	206,300	223,500	245,800	285,300	251,300	268,300	291,800	340,700	252,400	268,700	291,800	340,700
205,900	222,900	245,300	287,500	208,100	225,200	247,400	287,500	252,900	270,100	293,600	342,500	253,900	270,300	293,600	342,500
207,700	224,600	247,000	289,700	209,900	226,900	249,000	289,700	254,400	271,700	295,200	344,100	255,300	271,700	295,200	344,100
209,600	226,200	248,500	292,000	211,800	228,500	250,400	292,000	255,800	273,400	297,000	345,800	256,600	273,400	297,000	345,800
211,400	228,000	250,100	294,000	213,600	230,300	251,800	294,000	257,200	275,100	298,800	347,500	257,900	275,100	298,800	347,500
213,200	229,800	251,700	296,000	215,400	232,100	253,300	296,000	258,600	276,800	300,600	349,200	259,200	276,800	300,600	349,200
215,000	231,600	253,300	298,000	217,200	233,900	254,800	298,000	260,000	278,400	302,200	350,900	260,500	278,400	302,200	350,900
216,700	233,200	254,800	299,900	218,900	235,500	256,200	299,900	261,500	280,000	304,000	352,600	261,900	280,000	304,000	352,600
218,400	234,800	256,400	301,800	220,600	237,100	257,700	301,800	263,000	281,600	305,800	354,300	263,300	281,600	305,800	354,300
220,100	236,400	258,000	303,700	222,300	238,700	259,200	303,700	264,500	283,200	307,600	356,000	264,700	283,200	307,600	356,000
221,800	238,000	259,600	305,600	224,000	240,300	260,700	305,600								
223,400	239,500	261,100	307,600	225,600	241,800	262,100	307,600								
225,200	241,100	262,700	309,500	227,400	243,300	263,600	309,500								
227,000	242,700	264,300	311,400	229,200	244,800	265,100	311,400								
228,800	244,300	265,900	313,300	231,000	246,300	266,600	313,300								
230,400	245,900	267,400	315,200	232,600	247,800	268,000	315,200								
231,900	247,500	269,200	317,100	234,100	249,200	269,700	317,100								
233,400	249,100	271,000	319,000	235,600	250,700	271,400	319,000								
234,900	250,700	272,800	320,900	237,100	252,200	273,000	320,900								
236,400	252,200	274,500	322,800	238,600	253,600	274,500	322,800								
237,800	253,800	276,200	324,700	239,900	255,100	276,200	324,700								
239,200	255,400	277,900	326,600	241,200	256,600	277,900	326,600								
240,600	257,000	279,600	328,500	242,500	258,100	279,600	328,500								
241,800	258,500	281,400	330,300	243,600	259,500	281,400	330,300								
243,400	260,100	283,100	332,000	245,000	261,000	283,100	332,000								
245,000	261,700	284,800	333,700	246,500	262,500	284,800	333,700								
246,600	263,300	286,500	335,400	248,000	264,000	286,500	335,400								
248,100	264,700	288,200	337,100	249,400	265,300	288,200	337,100								
249,700	266,500	290,000	338,900	250,900	267,000	290,000	338,900								

に於て。

別表第三七 教育職給料表(中)

1 級	給料月額		1 級	給料月額	
	円	円		円	円
	147,000	190,500		148,800	192,800
	148,500	192,200		150,300	194,500
	150,000	193,900		151,800	196,200
	151,500	195,600		153,300	197,900
	153,100	197,400		154,900	199,700
	154,900	199,100		156,800	201,400
	156,700	200,800		158,600	203,100
	158,500	202,500		160,400	204,800
	160,300	204,300		162,200	206,600
	162,300	206,200		164,300	208,500
	164,300	208,100		166,300	210,400
	166,300	210,000		168,300	212,300
	168,200	211,700		170,300	214,000

170,400	213,700	172,500	216,000	223,200	288,600	225,400	289,200
172,600	215,700	174,700	218,000	225,000	291,300	227,200	291,700
174,800	217,700	176,900	220,000	226,800	294,000	229,000	294,200
177,100	219,600	179,200	221,900	228,700	296,500	230,900	296,500
179,600	222,300	181,800	224,600	230,500	299,200	232,600	299,200
182,100	225,000	184,300	227,300	232,300	301,900	234,300	301,900
184,600	227,700	186,800	230,000	234,100	304,600	236,000	304,600
187,100	230,500	189,300	232,800	235,800	307,100	237,600	307,100
188,800	233,400	191,000	235,700	237,600	309,600	239,300	309,600
190,500	236,300	192,700	238,600	239,400	312,100	241,000	312,100
192,200	239,200	194,400	241,500	241,200	314,600	242,700	314,600
193,700	242,000	195,900	244,300	242,900	317,000	244,300	317,000
195,400	244,900	197,600	247,100	244,700	319,200	246,000	319,200
197,100	247,800	199,300	249,900	246,500	321,400	247,700	321,400
198,800	250,700	201,000	252,700	248,300	323,600	249,400	323,600
200,300	253,600	202,500	255,500	250,000	325,900	251,000	325,900
202,000	256,300	204,200	258,100	251,700	328,100	252,600	328,100
203,700	259,000	205,900	260,700	253,400	330,300	254,200	330,300
205,400	261,700	207,600	263,300	255,100	332,500	255,800	332,500
207,000	264,400	209,200	265,900	256,800	334,700	257,400	334,700
208,800	267,100	211,000	268,500	258,500	336,900	259,000	336,900
210,600	269,800	212,800	271,100	260,200	339,100	260,600	339,100
212,400	272,500	214,600	273,700	261,900	341,300	262,100	341,300
214,100	275,200	216,300	276,300	172,600	197,400	174,700	199,700
215,900	277,900	218,100	278,900	別表第三口 教育職給料表(二)中 に改め			
217,700	280,600	219,900	281,500				
219,500	283,300	221,700	284,100				
221,400	285,900	223,600	286,600	223,200	288,600	225,400	289,200

147,000	162,400	286,100	148,800	164,400	286,300	198,500	217,700	355,500	200,700	220,000	355,500
148,500	164,500	289,200	150,300	166,500	289,400	200,200	219,600	357,400	202,400	221,900	357,400
150,000	166,600	292,300	151,800	168,600	292,500	201,900	222,300	359,300	204,100	224,600	359,300
151,500	168,700	295,400	153,300	170,800	295,600	203,600	225,000	361,200	205,800	227,300	361,200
153,100	170,700	298,400	154,900	172,800	298,400	205,300	227,700	363,100	207,500	230,000	363,100
154,900	172,900	301,500	156,800	175,000	301,500	206,800	230,500	364,900	209,000	232,800	364,900
156,700	175,100	304,600	158,600	177,200	304,600	208,500	233,400	366,700	210,700	235,700	366,700
158,500	177,300	307,700	160,400	179,400	307,700	210,200	236,300	368,500	212,400	238,600	368,500
160,300	179,600	310,700	162,200	181,700	310,700	211,900	239,200	370,300	214,100	241,500	370,300
162,300	182,300	313,600	164,300	184,500	313,600	213,500	242,000	372,200	215,700	244,300	372,200
164,300	185,000	316,500	166,300	187,200	316,500	215,200	244,900	373,800	217,400	247,100	373,800
166,300	187,700	319,400	168,300	189,900	319,400	216,900	247,800	375,400	219,100	249,900	375,400
168,200	190,500	322,300	170,300	192,800	322,300	218,600	250,700	377,000	220,800	252,700	377,000
170,400	192,200	324,600	172,500	194,500	324,600	220,400	253,600	378,700	222,600	255,500	378,700
172,600	193,900	326,900	174,700	196,200	326,900	222,200	256,300	380,300	224,400	258,100	380,300
174,800	195,600	329,200	176,900	197,900	329,200	224,000	259,000	381,900	226,200	260,700	381,900
177,100	197,400	331,500	179,200	199,700	331,500	225,800	261,700	383,500	228,000	263,300	383,500
179,600	199,100	333,800	181,800	201,400	333,800	227,700	264,400	385,100	229,900	265,900	385,100
182,100	200,800	336,100	184,300	203,100	336,100	229,500	267,100	386,700	231,600	268,500	386,700
184,600	202,500	338,400	186,800	204,800	338,400	231,300	269,800	388,300	233,300	271,100	388,300
187,100	204,300	340,700	189,300	206,600	340,700	233,100	272,500	389,900	235,000	273,700	389,900
188,800	206,200	343,000	191,000	208,500	343,000	234,900	275,200	391,400	236,700	276,300	391,400
190,500	208,100	345,300	192,700	210,400	345,300	236,700	277,900	392,900	238,400	278,900	392,900
192,200	210,000	347,600	194,400	212,300	347,600	238,500	280,600	394,400	240,100	281,500	394,400
193,700	211,700	349,800	195,900	214,000	349,800	240,300	283,300	395,900	241,800	284,100	395,900
195,300	213,700	351,700	197,500	216,000	351,700	241,900	285,900	397,500	243,300	286,600	397,500
196,900	215,700	353,600	199,100	218,000	353,600	243,700	288,600	398,900	245,000	289,200	398,900

222,900	294,100	224,900	294,100
225,000	295,400	226,900	295,400
227,100	296,700	228,900	296,700
229,000	297,900	230,700	297,900
231,100	299,200	232,700	299,200
233,200	300,500	234,700	300,500
235,300	301,800	236,700	301,800
237,300	302,900	238,600	302,900
238,900	304,100	240,100	304,100
240,500	305,300	241,600	305,300
242,100	306,500	243,100	306,500
243,600	307,600	244,500	307,600
245,100	308,700	245,900	308,700
246,600	309,800	247,300	309,800
248,100	310,900	248,700	310,900
249,700	312,100	250,200	312,100
251,200	313,200	251,600	313,200
252,700	314,300	253,000	314,300
254,200	315,400	254,400	315,400

別表第五号 医療職給料表(一)中

1 級	2 級	1 級	2 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
235,200	322,200	237,700	323,400
237,700	325,300	240,200	326,500
240,200	328,400	242,700	329,600
242,700	331,500	245,200	332,700
245,100	334,400	247,600	335,600

248,900	337,800	251,400	338,900
252,700	341,200	255,200	342,200
256,500	344,600	259,000	345,500
260,100	347,800	262,600	348,600
264,100	351,200	266,600	351,800
268,100	354,600	270,600	355,000
272,100	358,000	274,600	358,200
276,000	361,300	278,500	361,300
280,000	365,000	282,500	365,000
284,000	368,700	286,500	368,700
288,000	372,400	290,500	372,400
291,800	376,000	294,300	376,000
295,500	378,800	297,900	378,800
299,200	381,600	301,500	381,600
302,900	384,400	305,100	384,400
306,700	387,300	308,800	387,300
310,600	389,900	312,600	389,900
314,500	392,500	316,300	392,500
318,400	395,100	320,000	395,100
322,100	397,500	323,600	397,500
325,100	399,800	326,500	399,800
328,100	402,100	329,300	402,100
331,100	404,400	332,100	404,400
334,200	406,800	335,000	406,800
336,800	408,900	337,400	408,900
339,400	411,000	339,800	411,000
342,000	413,100	342,200	413,100

260,100	294,900	262,600	296,100
---------	---------	---------	---------

に改め

別表第五 医療職給料表(中)

別表第五 医療職給料表(中)			
1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
円	円	円	円
138,600	176,100	211,800	240,400
140,000	177,700	213,400	242,100
141,400	179,300	215,000	243,800
142,800	180,900	216,600	245,500
144,000	182,400	218,200	247,200
145,700	184,000	219,900	248,900
147,400	185,600	221,600	250,600
149,100	187,200	223,300	252,300
150,800	188,800	225,000	254,000
152,500	190,500	226,800	255,700
154,200	192,200	228,600	257,400
155,900	193,900	230,400	259,100
157,400	195,500	232,300	260,800
159,300	197,100	234,000	262,700
161,200	198,700	235,700	264,600
163,100	200,300	237,400	266,500
165,000	201,900	239,200	268,200
166,900	203,600	240,900	270,100
168,800	205,300	242,600	272,000
170,700	207,000	244,300	273,900
172,600	208,500	246,000	275,700
174,100	210,100	247,700	277,600
175,600	211,700	249,400	279,500
177,100	213,300	251,100	281,400
円	円	円	円
140,300	178,200	213,600	241,900
141,700	179,800	215,200	243,500
143,100	181,400	216,800	245,100
144,500	183,000	218,400	246,700
145,700	184,500	220,000	248,300
147,500	186,100	221,700	249,900
149,200	187,700	223,400	251,500
150,900	189,300	225,100	253,100
152,600	190,900	226,800	254,700
154,300	192,600	228,600	256,300
156,000	194,300	230,400	257,800
157,800	196,000	232,100	259,300
159,300	197,600	233,900	260,800
161,200	199,200	235,500	262,700
163,200	200,800	237,100	264,600
165,100	202,400	238,700	266,500
167,000	204,000	240,300	268,200
168,900	205,700	241,900	270,100
170,800	207,400	243,500	272,000
172,700	209,100	245,100	273,900
174,600	210,600	246,700	275,700
176,100	212,200	248,300	277,600
177,600	213,800	249,800	279,500
179,100	215,400	251,300	281,400
178,700	214,900	252,800	283,400
180,200	216,600	254,500	285,300
181,700	218,300	256,200	287,200
183,200	220,000	257,900	289,100
184,800	221,700	259,600	291,100
186,100	223,500	261,400	293,000
187,400	225,300	263,200	294,900
188,700	227,100	265,000	296,800
190,100	229,000	266,600	298,600
191,500	230,700	268,400	300,400
192,900	232,400	270,200	302,200
194,300	234,100	272,000	304,000
195,500	235,900	273,700	305,700
196,800	237,600	275,400	307,400
198,100	239,300	277,100	309,100
199,400	241,000	278,800	310,800
200,600	242,600	280,500	312,600
201,800	244,200	282,200	314,300
203,000	245,800	283,900	316,000
204,200	247,400	285,600	317,700
205,500	249,000	287,300	319,200
206,700	250,600	289,000	320,800
207,900	252,200	290,700	322,400
209,100	253,800	292,400	324,000
210,300	255,400	293,900	325,500
211,400	256,800	295,500	326,800
212,500	258,200	297,100	328,100
213,600	259,600	298,700	329,400

214,700	260,900	300,100	330,500	215,900	260,900	300,100	330,500
215,800	262,300	301,600	331,600	216,900	262,300	301,600	331,600
216,900	263,700	303,100	332,700	217,900	263,700	303,100	332,700
218,000	265,100	304,600	333,800	218,900	265,100	304,600	333,800
219,100	266,300	306,200	334,700	219,900	266,300	306,200	334,700
220,100	267,600	307,600	335,700	220,800	267,600	307,600	335,700
221,100	268,900	309,000	336,700	221,700	268,900	309,000	336,700
222,100	270,200	310,400	337,700	222,600	270,200	310,400	337,700
223,200	271,300	311,700	338,500	223,600	271,300	311,700	338,500
224,300	272,600	313,000	339,200	224,600	272,600	313,000	339,200
225,400	273,900	314,300	339,900	225,600	273,900	314,300	339,900
226,500	275,200	315,600	340,600	226,700	275,200	315,600	340,600

161,200	182,400	204,700	227,900	163,200	184,500	206,300	229,300
---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

に改め、別表第五「医療職給料表(中)

1 級	2 級	3 級	4 級	1 級	2 級	3 級	4 級
給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
151,500	178,300	227,100	252,800	153,300	180,500	229,300	254,700
152,900	180,400	228,900	254,300	154,700	182,600	231,100	255,900
154,300	182,500	230,700	255,800	156,200	184,700	232,900	257,200
155,700	184,600	232,500	257,300	157,600	186,800	234,700	258,500
157,100	186,700	234,100	258,800	159,000	188,900	236,300	259,800
158,600	189,000	235,600	260,400	160,500	191,300	237,800	261,200
160,100	191,300	237,100	262,000	162,000	193,600	239,300	262,600
161,600	193,600	238,600	263,600	163,500	195,900	240,800	264,000
162,900	196,000	240,000	265,300	164,800	198,300	242,200	265,500
164,500	197,400	241,500	266,900	166,500	199,700	243,600	266,900

166,100	198,800	243,000	268,500	168,100	201,100	245,000	268,500
167,700	200,200	244,500	270,100	169,700	202,500	246,400	270,100
169,100	201,600	245,800	271,700	171,200	203,900	247,700	271,700
171,100	203,100	247,200	273,300	173,200	205,400	249,000	273,300
173,100	204,600	248,600	274,900	175,200	206,900	250,300	274,900
175,100	206,100	250,000	276,500	177,200	208,400	251,600	276,500
177,200	207,500	251,400	278,100	179,400	209,800	252,800	278,100
179,300	209,000	252,900	279,600	181,500	211,300	254,200	279,600
181,400	210,500	254,400	281,100	183,600	212,800	255,600	281,100
183,500	212,000	255,900	282,600	185,700	214,300	256,900	282,600
185,600	213,400	257,400	284,200	187,800	215,700	258,200	284,200
187,800	215,100	259,000	285,800	190,000	217,400	259,600	285,800
190,000	216,800	260,600	287,400	192,200	219,100	261,000	287,400
192,200	218,500	262,200	289,000	194,400	220,800	262,400	289,000
194,300	220,000	263,900	290,400	196,500	222,300	263,900	290,400
195,600	221,700	265,500	292,200	197,800	224,000	265,500	292,200
196,900	223,400	267,100	294,000	199,100	225,700	267,100	294,000
198,200	225,100	268,700	295,800	200,400	227,400	268,700	295,800
199,400	226,900	270,300	297,400	201,600	229,200	270,300	297,400
200,700	228,400	271,900	299,100	202,900	230,700	271,900	299,100
202,000	229,900	273,500	300,800	204,200	232,200	273,500	300,800
203,300	231,400	275,100	302,500	205,500	233,700	275,100	302,500
204,600	232,900	276,700	304,000	206,800	235,200	276,700	304,000
205,900	234,400	278,200	305,600	208,100	236,600	278,200	305,600
207,200	235,900	279,700	307,200	209,400	238,000	279,700	307,200
208,500	237,400	281,200	308,800	210,700	239,400	281,200	308,800
209,900	238,800	282,800	310,400	212,100	240,700	282,800	310,400
211,300	240,200	284,300	312,000	213,500	242,000	284,300	312,000
212,700	241,600	285,800	313,600	214,900	243,300	285,800	313,600

214, 100	243, 000	287, 300	315, 200	216, 300	244, 600	287, 300	315, 200	162, 900	196, 000	220, 200	242, 500	164, 800	198, 300	222, 400	244, 400
215, 300	244, 300	288, 900	316, 800	217, 500	245, 800	288, 900	316, 800	160, 900	213, 700	258, 300	162, 900	216, 200	260, 300	218, 300	262, 100
216, 700	245, 700	290, 500	318, 300	218, 900	247, 100	290, 500	318, 300	163, 200	215, 800	260, 100	165, 200	218, 300	262, 100	167, 500	217, 900
218, 100	247, 100	292, 100	319, 800	220, 300	248, 400	292, 100	319, 800	165, 500	217, 900	261, 900	169, 800	220, 400	263, 900	170, 200	222, 000
219, 500	248, 500	293, 700	321, 300	221, 700	249, 700	293, 700	321, 300	167, 800	220, 000	263, 700	172, 200	224, 500	267, 300	172, 600	224, 100
220, 900	249, 900	295, 100	322, 800	223, 100	251, 000	295, 100	322, 800	175, 000	226, 200	269, 300	174, 700	226, 600	269, 300	177, 400	228, 300
222, 400	251, 400	296, 600	324, 300	224, 600	252, 400	296, 600	324, 300	179, 600	230, 500	273, 400	177, 100	228, 700	271, 300	182, 000	232, 400
223, 900	252, 900	298, 100	325, 800	226, 100	253, 800	298, 100	325, 800	184, 400	234, 300	279, 000	181, 800	233, 000	275, 400	186, 800	236, 200
225, 400	254, 400	299, 600	327, 300	227, 600	255, 200	299, 600	327, 300	188, 800	236, 200	281, 800	184, 200	234, 900	278, 200	189, 300	238, 100
226, 700	255, 900	301, 000	328, 600	228, 900	256, 600	301, 000	328, 600	191, 900	240, 000	287, 600	186, 600	236, 800	281, 000	199, 500	243, 800
228, 200	257, 500	302, 400	330, 000	230, 300	258, 100	302, 400	330, 000	194, 500	241, 900	290, 500	191, 600	240, 600	289, 300	202, 200	245, 700
229, 700	259, 100	303, 800	331, 400	231, 700	259, 500	303, 800	331, 400	197, 100	243, 800	293, 400	194, 200	242, 500	292, 100	204, 900	247, 600
231, 200	260, 700	305, 200	332, 800	233, 100	260, 900	305, 200	332, 800	199, 500	245, 700	296, 200	196, 900	244, 400	294, 800	207, 600	249, 500
232, 600	262, 400	306, 700	334, 300	234, 400	262, 400	306, 700	334, 300	201, 900	248, 200	299, 000	199, 500	246, 300	297, 400	210, 000	251, 400
234, 000	264, 000	308, 100	335, 700	235, 700	264, 000	308, 100	335, 700	204, 600	250, 100	300, 000	201, 900	248, 200	299, 000	210, 000	251, 400
235, 400	265, 600	309, 500	337, 100	237, 000	265, 600	309, 500	337, 100	207, 300	252, 000	302, 600	204, 600	250, 100	300, 000	210, 000	251, 400
236, 800	267, 200	310, 900	338, 500	238, 300	267, 200	310, 900	338, 500	207, 600	251, 400	304, 300	207, 300	252, 000	302, 600	210, 000	251, 400
238, 300	268, 800	312, 300	339, 700	239, 700	268, 800	312, 300	339, 700	207, 600	251, 400	304, 300	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	251, 400
239, 700	270, 400	313, 700	341, 100	241, 000	270, 400	313, 700	341, 100	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
241, 100	272, 000	315, 100	342, 500	242, 300	272, 000	315, 100	342, 500	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
242, 500	273, 600	316, 500	343, 900	243, 600	273, 600	316, 500	343, 900	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
243, 900	275, 200	317, 700	345, 100	244, 900	275, 200	317, 700	345, 100	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
245, 300	276, 700	319, 000	346, 400	246, 200	276, 700	319, 000	346, 400	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
246, 700	278, 200	320, 300	347, 700	247, 500	278, 200	320, 300	347, 700	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
248, 100	279, 700	321, 600	349, 000	248, 800	279, 700	321, 600	349, 000	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
249, 400	281, 300	322, 900	350, 200	250, 000	281, 300	322, 900	350, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
250, 900	282, 800	324, 200	351, 400	251, 300	282, 800	324, 200	351, 400	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
252, 400	284, 300	325, 500	352, 600	252, 700	284, 300	325, 500	352, 600	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900
253, 900	285, 800	326, 800	353, 800	254, 100	285, 800	326, 800	353, 800	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900	305, 200	210, 000	253, 900

210, 100	253, 100	306, 900		212, 600	255, 600	307, 700		241, 700	299, 200	353, 200	243, 700	299, 200	353, 200	
211, 700	254, 800	308, 800		214, 200	257, 300	309, 400		242, 500	300, 300	354, 700	244, 400	300, 300	354, 700	
213, 300	256, 500	310, 700		215, 800	259, 000	311, 100		243, 300	301, 400	356, 200	245, 100	301, 400	356, 200	
214, 900	258, 200	312, 600		217, 400	260, 700	312, 800		244, 100	302, 500	357, 700	245, 800	302, 500	357, 700	
216, 400	260, 000	314, 400		218, 900	262, 500	314, 400		244, 900	303, 700	359, 100	246, 400	303, 700	359, 100	
217, 900	261, 900	316, 300		220, 400	264, 300	316, 300		245, 700	304, 800	360, 500	247, 100	304, 800	360, 500	
219, 400	263, 800	318, 200		221, 900	266, 100	318, 200		246, 500	305, 900	361, 900	247, 800	305, 900	361, 900	
220, 900	265, 700	320, 100		223, 400	267, 900	320, 100		247, 300	307, 000	363, 300	248, 500	307, 000	363, 300	
222, 500	267, 600	321, 800		225, 000	269, 600	321, 800		248, 100	308, 200	364, 500	249, 200	308, 200	364, 500	
223, 600	269, 400	323, 600		226, 100	271, 300	323, 600		248, 900	309, 300	365, 800	249, 900	309, 300	365, 800	
224, 700	271, 200	325, 400		227, 200	273, 000	325, 400		249, 700	310, 400	367, 100	250, 600	310, 400	367, 100	
225, 800	273, 000	327, 200		228, 300	274, 700	327, 200		250, 500	311, 500	368, 400	251, 300	311, 500	368, 400	
227, 000	274, 800	328, 800		229, 500	276, 300	328, 800		251, 300	312, 400	369, 600	252, 000	312, 400	369, 600	
227, 900	276, 600	330, 400		230, 400	278, 000	330, 400		252, 100	313, 200	370, 200	252, 700	313, 200	370, 200	
228, 800	278, 400	332, 000		231, 300	279, 700	332, 000		252, 900	314, 000	370, 800	253, 300	314, 000	370, 800	
229, 700	280, 200	333, 600		232, 200	281, 400	333, 600		253, 700	314, 800	371, 400	253, 900	314, 800	371, 400	
230, 600	281, 800	335, 300		233, 100	282, 900	335, 300		170, 200	222, 000	249, 600	172, 200	224, 500	251, 600	
231, 500	283, 300	336, 900		234, 000	284, 300	336, 900		円 給料月額					円 給料月額	円 給料月額
232, 400	284, 800	338, 500		234, 900	285, 700	338, 500		146, 800	196, 600	245, 600	148, 600	198, 700	247, 100	
233, 300	286, 300	340, 100		235, 800	287, 100	340, 100		148, 000	198, 400	247, 600	149, 800	200, 500	249, 000	
234, 300	287, 800	341, 600		236, 800	288, 500	341, 600		149, 200	200, 200	249, 600	151, 000	202, 300	250, 900	
235, 200	289, 200	343, 100		237, 700	289, 800	343, 100		150, 400	202, 000	251, 600	152, 200	204, 100	252, 800	
236, 100	290, 600	344, 600		238, 600	291, 000	344, 600		151, 400	203, 700	253, 500	153, 200	205, 800	254, 600	
237, 000	292, 000	346, 100		239, 500	292, 200	346, 100		152, 800	205, 500	255, 500	154, 700	207, 600	256, 400	
237, 900	293, 500	347, 700		240, 400	293, 500	347, 700		154, 200	207, 300	257, 500	156, 100	209, 400	258, 300	
238, 900	294, 900	349, 100		241, 300	294, 900	349, 100		155, 600	209, 100	259, 500	157, 500	211, 200	260, 200	
239, 900	296, 300	350, 500		242, 200	296, 300	350, 500		円 給料月額					円 給料月額	円 給料月額
240, 900	297, 700	351, 900		243, 100	297, 700	351, 900		151, 400	203, 700	253, 500	153, 200	205, 800	254, 600	
								152, 800	205, 500	255, 500	154, 700	207, 600	256, 400	
								154, 200	207, 300	257, 500	156, 100	209, 400	258, 300	
								155, 600	209, 100	259, 500	157, 500	211, 200	260, 200	

156,900	211,000	261,300		158,800	213,100	261,800		200,600	260,500	311,400		202,700	260,500	311,400
158,300	212,500	263,200		160,200	214,600	263,600		202,000	262,400	313,000		204,100	262,400	313,000
159,700	214,000	265,100		161,600	216,100	265,400		203,400	264,300	314,600		205,500	264,300	314,600
161,100	215,500	267,000		163,100	217,600	267,200		204,800	266,200	316,200		206,900	266,200	316,200
162,600	217,100	268,800		164,600	219,200	268,800		206,000	267,900	317,800		208,100	267,900	317,800
164,100	218,700	270,700		166,100	220,800	270,700		207,300	269,600	319,400		209,400	269,600	319,400
165,600	220,300	272,600		167,600	222,400	272,600		208,600	271,300	321,000		210,700	271,300	321,000
167,100	221,900	274,500		169,100	224,000	274,500		209,900	273,000	322,600		212,000	273,000	322,600
168,700	223,500	276,300		170,700	225,600	276,300		211,000	274,700	324,100		213,100	274,700	324,100
170,400	225,200	278,200		172,500	227,300	278,200		212,400	276,400	325,300		214,400	276,400	325,300
172,100	226,900	280,100		174,200	229,000	280,100		213,800	278,100	326,500		215,700	278,100	326,500
173,800	228,600	282,000		175,900	230,700	282,000		215,200	279,800	327,700		217,000	279,800	327,700
175,400	230,100	283,700		177,500	232,100	283,700		216,400	281,400	328,800		218,100	281,400	328,800
177,100	232,000	285,500		179,200	233,900	285,500		217,800	283,000	329,800		219,400	283,000	329,800
178,800	233,900	287,300		180,900	235,700	287,300		219,200	284,600	330,800		220,700	284,600	330,800
180,500	235,800	289,100		182,600	237,500	289,100		220,600	286,200	331,800		222,000	286,200	331,800
182,100	237,500	291,000		184,200	239,100	291,000		221,800	287,900	332,700		223,100	287,900	332,700
183,900	239,500	292,800		186,000	241,000	292,800		223,200	289,400	333,500		224,400	289,400	333,500
185,700	241,500	294,600		187,800	242,900	294,600		224,600	290,900	334,300		225,700	290,900	334,300
187,500	243,500	296,400		189,600	244,800	296,400		226,000	292,400	335,100		227,000	292,400	335,100
189,300	245,400	298,100		191,400	246,600	298,100		227,200	294,000	336,000		228,100	294,000	336,000
190,800	247,300	299,800		192,900	248,400	299,800		228,500	295,500	336,700		229,300	295,500	336,700
192,300	249,200	301,500		194,400	250,200	301,500		229,800	297,000	337,400		230,500	297,000	337,400
193,800	251,100	303,200	千	195,900	252,000	303,200		231,100	298,500	338,100		231,700	298,500	338,100
195,300	253,000	304,900		197,400	253,800	304,900		232,400	299,800	338,600		232,900	299,800	338,600
196,600	254,900	306,500		198,700	255,500	306,500		233,700	301,300	339,200		234,100	301,300	339,200
197,900	256,800	308,100		200,000	257,200	308,100		235,000	302,800	339,800		235,300	302,800	339,800
199,200	258,700	309,700		201,300	258,900	309,700		236,300	304,300	340,400		236,500	304,300	340,400

「165,600 189,400 236,200」を「167,600 191,500 237,600」に改める。

第二条 職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第一条の二第四項中「校長」の下に「副校長」を加える。

第十三条の四第一項各号列記以外の部分本文中「並びに県立又は市町村立の高等学校において」の下に「本務として定時制の課程又は通信制の課程に関する校務をつかさどる副校長、」を加え、「夜間」を「本務として定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長のうち夜間において授業を行う定時制の課程に関する校務をつかさどる副校長、定時制の課程に関する校務を整理する教頭のうち夜間」に、「整理しない」を「整理する教頭以外の」に改める。

第十三条の五第一項各号列記以外の部分本文中「教頭」を「副校長、教頭」に改める。

第二十条の四第一項前段中「期間」の下に「(人事委員会規則で定める職員にあつては、人事委員会規則で定める期間)」を加え、同条第二項各号列記以外の部分に次のたし書を加える。

ただし、任命権者は、その者に所属する職員が少数であることその他の特別の事情により、他の任命権者に所属する職員との権衡を考慮し必要があると認める場合には、あらかじめ人事委員会の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

第二十条の四第二項第一号中「百分の七十七・五」を「百分の七十五」に、「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

附則第三十二項中「百分の九十七・五」を「百分の九十五」に改める。

別表第三イ 教育職給料表(一)の備考の1及び別表第三ロ 教育職給料表(二)の備考の1中「~~森加~~」の次に「~~聖森加~~」を加える。

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

第三条 任期付研究員の採用等に関する条例(平成十三年千葉県条例第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項の表中「329,000」を「330,000」に改める。

第六条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

(任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第四条 任期付職員の採用等に関する条例(平成十四年千葉県条例第五十号)の一部を次のように改正する。

第八条第二項中「百分の百七十五」を「百分の百八十」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、平成二十年四月一日から施行する。

2 第一条の規定(職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。))第二十条の四第二項第一号の改正規定及び附則に一項を加える改正規定を除く。次項及び第四項において同じ。)による改正後の給与条例の規定及び第三条の規定(任期付研究員の採用等に関する条例(以下「任期付研究員条例」という。))第六条第二項の改正規定を除く。)

による改正後の任期付研究員条例の規定は平成十九年四月一日から、第一条の規定(給与条例第二十条の四第二項第一号の改正規定及び附則に一項を加える改正規定に限る。)による改正後の給与条例の規定、第三条の規定(任期付研究員条例第六条第二項の改正規定に限る。)による改正後の任期付研究員条例の規定及び第四条の規定による改正後の任期付職員の採用等に関する条例(以下「改正後の任期付職員条例」という。)の規定は同年十二月一日から適用する。

(平成十九年四月一日から施行日の前日までの間における異動者の号給)

3 平成十九年四月一日からこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日までの間において、第一条の規定による改正前の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、人事委員会の定める職員の、第一条の規定による改正後の給与条例の規定による当該適用又は異動の日における号給は、人事委員会の定めるところによる。

(施行日から平成二十年三月三十一日までの間における異動者の号給の調整)

4 施行日から平成二十年三月三十一日までの間において、第一条の規定による改正後の給与条例の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給に異動のあった職員のうち、当該適用又は異動の日における号給については、当該適用又は異動について、まず第一条の規定による改正前の給与条例の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から第一条の規定による改正後の給与条例の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

5 第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定を適用する場合には、第一条の規定による改正前の給与条例、第三条の規定による改正前の任期付研究員条例又は第四条の規定による改正前の任期付職員の採用等に関する条例の規定により支給された給与は、それぞれ第一条の規定による改正後の給与条例、第三条の規定による改正後の任期付研究員条例又は改正後の任期付職員条例の規定による給与の内払とみなす。

(人事委員会への委任)

6 前三項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の定めるところによる。

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第六号

千葉県行政組織条例の一部を改正する条例

千葉県行政組織条例(昭和三十二年千葉県条例第三十一号)の一部を次のように改正する。

第八条の二第五号中「消費者の保護」を「消費生活の安定及び向上」に改める。

第十七条第一項の表松戸健康福祉センターの項所管区域の欄中「松戸市」の下に「、柏市、流山市及び我孫子市」を加え、同表中柏健康福祉センターの項を削り、同条第二項中「、柏健康福祉センター」を削り、同条第四項の表松戸健康福祉センターの項下欄中「松戸市」の下に「、流山市及び我孫子市」を加え、同表中柏健康福祉センターの項を削り、同条第五項中「船橋市」を「次の各号に掲げる市」に改め、「児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)」、「及び「及び母子保健法(昭和四十年法律第四十一号)」を削り、「習志野保健所」を「それぞれ当該各号に定める保健所」に改め、同項に次の各号を加える。

一 船橋市 習志野保健所

二 柏市 松戸保健所

第十八条中「児童福祉法」の下に「(昭和二十二年法律第六十四号)」を加える。

第十九条の七の表中央食肉衛生検査所の項所管区域の欄中「、柏市」を削る。

第二十三条の三の表名称の欄中「千葉県農業総合研究センター病害虫防除課」を「千葉県農林総合研究センター病害虫防除課」に改める。

第二十三条の十一第二項の表千葉地域整備センターの項中千葉整備事務所の目を削り、同表中安房地域整備センターの項を削る。

別表第二中千葉県職業能力開発審議会の項を次のように改める。

千葉県労働施策審議会

知事の諮問に応じ、雇用及び就業の促進、職業能力の開発その他の労働関係諸施策に関する重要事項を調査審議し、及びこれに関し必要と認める事項を知事に建議すること。

別表第二中千葉県労働施策振興審議会の項を削る。

別表第三中千葉県職業能力開発審議会の項を次のように改める。

千葉県労働施策審議会	会 長	一 労働者を代表する者	六人	二年
	副 会 長	二 事業主を代表する者	六人	
	委 員	三 学識経験を有する者	八人	

別表第三中千葉県労働施策振興審議会の項を削る。

別表第四中千葉縣市町村合併推進審議会の項の次に次のように加える。

千葉県公益認定等審議会	会 長	法律、会計又は公益法人に係る活	三人以上七	二年
	委 員	動に関し識見を有する者	人以内	

別表第四の備考中八を九とし、七を八とし、六を七とし、五を六とし、四を五とし、三を四とし、二を三とし、一の次に次のように加える。

二 千葉県公益認定等審議会とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(平成十八年法律第四十九号)第三十三条、第三十七条並びに第三十九条第一項及び第二項の規定の例による委員をもつて組織される同法第五十条第一項に規定する審議会その他の合議制の機関をいう。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第七号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和三十五年千葉県条例第七号)の一部を次のように改正する。

別表第二 四 保健衛生事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(二) 防疫等作業手当の目支給対象細別の欄中「第五条第四項第一号」を「第五条第三項第一号」に、「第五条第四項第六号」を「第五条第三項第六号」に改め、同項(三) 精神保健業務手当の目支給対象細別の欄中「第五条第五項第一号」を「第五条第四項第一号」に、「第五条第五項第二号」を「第五条第四項第二号」に改め、同表八 用地交渉に従事する職員の特殊勤務手当の項手当の額の欄中「六五〇円」を「一、〇〇〇円」に改め、同表九 災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当の項手当の額の欄中「四八〇円」を「七一〇円」に、「七三〇円」を「一、〇八〇円」に改め、同表十七 警察事務に従事する職員の特殊勤務手当の項(十四) 銃器犯罪捜査手当の目支給対象細別の欄中「第十一条第十七項第一号」を「第十一条第十五項第一号」に、「第十一条第十七項第二号」を「第十一条第十五項第二号」に、「第十一条第十七項第四号」を「第十一条第十五項第四号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第八号

使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。
 別表第一介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づくものの項中介護サービス情報調査手数料の目を次のように改める。

介護サービス情報調査手数料	第九第二項に規定する介護サービスの調査	介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号。以下この目において「省令」という。)第四百四十九条に規定する訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護又は通所リハビリテーションに係る調査	省令第四百四十九条に規定する特定施設入居者生活介護に係る調査	省令第四百四十九条に規定する福祉用具貸与又は居宅介護支援に係る調査	省令第四百四十九条に規定する介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス又は介護療養施設サービスに係る調査
一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき	一件につき
二万六千円	三万千円	二万四千円	三万三千円	三万三千円	三万三千円

別表第一介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)に基づくものの項介護サービス情報公表手数料の金額の欄中「九千三百円」を「八千八百円」に改め、同表中同項の次に次のように加える。

介護保険法施行令(平成十一年政令第四百十二号)に基づくもの	主任介護支援専門員研修	第三十七条の十五第一項に規定する研修	一件につき	四万九千円
-------------------------------	-------------	--------------------	-------	-------

別表第一薬事法(昭和三十五年法律第四百四十五号。以下この項において「法」という。)に基づくものの項中配置販売従事者身分証明書再交付手数料の目に次に次のように加える。

登録販売者試験手数料	法第三十六条の四第一項の規定による試験の実施	一件につき	一万四千円
販売従事登録申請手数料	法第三十六条の四第二項の規定による登録の申請に対する審査	一件につき	七千五百円

別表第一中薬事法施行令に基づくものの項の次に次のように加える。

薬事法施行規則に基づくもの	販売従事登録証書換え交付手数料	第五十九条の十一第一項の規定による販売従事登録証の書換え交付	一件につき	二千五百円
別表第一中毒物劇物取扱者試験合格証明書の交付に関する事務の項の次に次のように加える。	販売従事登録証再交付手数料	第五十九条の十二第一項の規定による販売従事登録証の再交付	一件につき	三千五百円

登録販売者試験合格証明書の交付に関する事務

登録販売者試験合格証明書の交付に関する事務	登録販売者試験合格証明書の交付手数料	薬事法第三十六条の四第一項に規定する試験に合格したことを証する書類の交付	一通につき	四百円
-----------------------	--------------------	--------------------------------------	-------	-----

別表第一公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)に基づくものの項の摘要に次のように加える。

三 第三十六条第一項の規定により調停が打ち切られ、又は同条第二項の規定により当該調停が打ち切られたものとみなされた事件につきその旨の通知を受けた日から二週間以内に当該調停の申請人又は参加人からされた仲裁の申請に係る手数料の額は、表に定める額から、当該調停の申請又は当該調停の申請への参加の申立てについて納めた手数料の額を控除した額とする。

別表第一農業総合研究センターの項財産又は事務の種類欄中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改め、同表家畜保健衛生所の項額の欄中

五十円以内	二千円以内
七十円以内	七十円以内

を「を」に改め、同表県立学校の項の摘要の六中「第六

十三条の第三第二項」を「第九十七条第二項」に改め、同表中少年自然の家の項を削る。

別表第二職業能力開発校設置管理条例(昭和三十九年千葉県条例第十八号)に基づくものの項授業料の目額の欄中「十一万五千二百円」を「十一万八千八百円」に改め、同表千葉県乳牛育成牧場設置管理条例(昭和四十七年千葉県条例第四号)に基づくものの項額の欄中「五百二十円」を「五百八十円」に改める。

別表第四農業総合研究センターの項行政財産の欄中「農業総合研究センター」を「農林総合研究センター」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)に基づくものの項及び同表県立学校の項の改正規定 公布の日
- 二 別表第一家畜保健衛生所の項の改正規定 平成二十年五月一日

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第三十七条の二第一項の計画において同項に規定する報告を行うものとされている介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第百十五条の二十九第一項に規定する介護サービスに係る介護サービス情報調査手数料及び介護サービス情報公表手数料の規定の適用については、改正後の使用料及び手数料条例(以下「改正後の条例」という。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 平成二十年三月三十一日において職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の六第一項第一号に規定する職業能力開発校(以下「職業能力開発校」という。)に在籍している者に係る授業料の額については、改正後の条例の規定にかかわらず、その者が引き続き職業能力開発校に在籍する間は、なお従前の例による。

4 平成二十年三月三十一日において千葉県乳牛育成牧場に預託している乳牛に係る預託料の額については、改正後の条例の規定にかかわらず、その乳牛を引き続き千葉県乳牛育成牧場に預託している間は、なお従前の例による。

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例及び千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県条例第九号

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例及び千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例の一部改正)

第一条 千葉県都市計画事業土地区画整理事業施行条例(昭和三十五年千葉県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第八条の表中市原都市計画事業特別工業地区岩崎土地区画整理審議会の項を削る。

(千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正)

第二条 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表第五十二号下欄中「市原市」を削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県小規模水道条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県条例第十号

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県小規模水道条例等の一部を改正する条例

(千葉県小規模水道条例の一部改正)

第一条 千葉県小規模水道条例(昭和三十七年千葉県条例第十号)の一部を次のように改正する。

第十八条中「及び船橋市」を「船橋市及び柏市」に改める。

(千葉県犬取締条例の一部改正)

第二条 千葉県犬取締条例(昭和四十三年千葉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「及び船橋市」を「船橋市及び柏市」に改める。

(千葉県屋外広告物条例の一部改正)

第三条 千葉県屋外広告物条例(昭和四十四年千葉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第十七条の二第一項中「及び船橋市」を「船橋市及び柏市」に改める。

(千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第四条 千葉県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年千葉県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第三条第一項及び第四条第一項第四号中「及び船橋市」を、「船橋市及び柏市」に改める。

(千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例の一部改正)

第五条 千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(平成十四年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第三十条中「及び船橋市」を、「船橋市及び柏市」に改める。

(千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例の一部改正)

第六条 千葉県硫酸ピッチの生成の禁止に関する条例(平成十九年千葉県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第八条中「及び船橋市」を、「船橋市及び柏市」に改める。

(千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例の一部改正)

第七条 千葉県揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組の促進に関する条例(平成十九年千葉県条例第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「及び船橋市」を、「船橋市及び柏市」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 産業廃棄物(廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第二条第四項に規定する産業廃棄物をいい、同法第十二条第三項に規定する中間処理産業廃棄物を含むものとする。以下この項において同じ。)を排出する事業者であつて、当該事業者の事業活動を行う事業場以外の場所において業者に委託しないで当該産業廃棄物を自ら処理するものがこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に排出した産業廃棄物に係る第五条の規定による改正後の千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例第八条及び第九条の規定による産業廃棄物を自ら処理する事業者の講ずべき措置については、なお従前の例による。

3 第五条の規定による改正前の千葉県廃棄物の処理の適正化等に関する条例(以下「改正前の条例」という。)第十二条第一項又は第十五条第一項の許可を受けて柏市の区域に設置された改正前の条例第十二条第一項に規定する小規模産業廃棄物処理施設(以下「許可施設」という。)に係る改正前の条例第十八条第一項の規定による記録については、施行日の前日までの同項に規定する事項に限り、なお従前の例による。

4 許可施設に係る改正前の条例第二十三条の規定による帳簿の作成及び保存については、施行日の前日までの同条第一項に規定する事項に限り、なお従前の例による。

5 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為及び前三項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行後にした行為に対する罰則の適用に

ついては、なお従前の例による。

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例及び千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第十一号

千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例及び千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

(千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例の一部改正)

第一条 千葉県千葉リハビリテーションセンター設置管理条例(昭和五十五年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項区分の欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第十七条第二項第四号」を「第六十四条第二項第四号」に改める。

(千葉県病院事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 千葉県病院事業の設置等に関する条例(昭和六十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。

別表診療料の項健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十三条第二項第四号及び老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十七条第二項第四号に規定する選定療養のうち初診(他の病院又は診療所からの文書による紹介がある場合及び緊急その他やむを得ない事情がある場合に受けたものを除く。以下「非紹介初診」という。)の目区分の欄及び自動車(自動車損害賠償保障法(昭和三十年法律第九十七号)第二条第一項に規定する自動車をいう。)の運行(同条第二項に規定する運行をいう。)により身体を害された者に係る当該運行による身体の障害に関する診療で健康保険法その他の社会保険に関する法令の規定による療養の給付又は診療として行われる診療以外の診療の目額の欄中「老人保健法」を「高齢者の医療の確保に関する法律」に、「第十七条第二項第四号」を「第六十四条第二項第四号」に改め、同項健康保険法第六十三条第二項第三号及び老人保健法第十七条第二項第三号に規定する評価療養のうち厚生労働大臣が定める先進医療(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院において行われるものに限る。)の目区分の欄中「老人保健法第十七条第二項第三号」を「高齢者の医療の確保に関する法律第六十四条第二項第三号」に改める。

附 則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第十二号

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例の一部を改正する条例

千葉県社会福祉士及び介護福祉士修学資金貸付条例（平成五年千葉県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第二条中「、厚生労働大臣の指定した職業能力開発校等」を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂 本 暁 子

千葉県条例第十三号

千葉県心身障害者扶養年金条例等の一部を改正する条例

（千葉県心身障害者扶養年金条例の一部改正）

第一条 千葉県心身障害者扶養年金条例（昭和四十五年千葉県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第二項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項第一号中「二万円」を「五万円」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

第十六条の二第二項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「第四項」を「次項」に改め、同項第一号中「三万円」を「七万五千元」に改め、同項第二号中「五万円」を「十二万五千元」に改め、同項第三号中「十万円」を「二十五万円」に改める。

附則第四項各号列記以外の部分中「のうち、弔慰金を支給すべきときにおいて年金制度の加入期間が十七年以上のもの」を削り、「加入期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額」を「二十八万円」に改め、同項各号を削る。

別表第二中掛金（月額）の欄を次のように改める。

掛金（月額）
九、三〇〇円
一一、四〇〇円
一四、三〇〇円

一七、三〇〇円
一八、八〇〇円
二〇、七〇〇円
二三、三〇〇円

（千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例の一部改正）

第二条 千葉県心身障害者扶養年金条例の一部を改正する条例（昭和六十一年千葉県条例第六号）の一部を次のように改正する。

附則第二項の表中掛金（月額）の欄を次のように改める。

掛金（月額）
五、六〇〇円
六、九〇〇円
八、七〇〇円
一〇、六〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において千葉県心身障害者扶養年金制度（以下「年金制度」という。）に加入している者及び他の地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度（独立行政法人福祉医療機構法（平成十四年法律第百六十六号）第十二条第一項第十号の規定により独立行政法人福祉医療機構がその共済責任を保障するものに限る。以下「他の扶養共済制度」という。）に加入している者であつて施行日以後に改正後の千葉県心身障害者扶養年金条例（以下「改正後の条例」という。）第四条第二項の規定により年金制度に加入したもの（以下「施行日前加入者等」という。）のうち、昭和五十四年十月一日以後に年金制度又は他の扶養共済制度に加入した者であつてこれらの制度に初めて加入した時の年齢が四十五歳以上であつたもの及び昭和六十一年四月一日以後に年金制度又は他の扶養共済制度に加入した者であつてこれらの制度に初めて加入した時の年齢が四十五歳未満であつたものが改正後の条例第八条第一項の規定により県に納付すべき掛金の額は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、それぞれ当該加入した時の年齢に応じて附則別表に規定する額とする。

3 改正前の千葉県心身障害者扶養年金条例第七条第二項の規定により口数追加の承認（他の扶養共済制度によるこれに相当するものを含む。以下同じ。）を受けている施行日前加入者等が改正後の条例第八条第二項の規定により県に納付すべき掛金の額は、改正後の条例別表第二の規定にかかわらず、当該口数追加の承認を受けた時の年齢に応じて附則別表に規定する額とする。

4 前二項及び附則別表の規定の適用に当たっては、改正後の条例第二十二條の規定を準用する。

5 施行日前加入者等（次項に規定する者を除く。）についての改正後の条例第十六條及び第十六條の二の規定の適用については、改正後の条例第十六條第二項及び第三項中「五万円」とあるのは「三万円」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、改正後の条例第十六條の二第二項及び第三項中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同條第四項第一号中「当該各号」とあるのは「千葉県心身障害者扶養年金條例等の一部を改正する條例（平成二十年千葉県條例第十三号）附則第五項の規定により読み替えられた第二項各号」と、同項第二号中「当該各号」とあるのは「千葉県心身障害者扶養年金條例等の一部を改正する條例附則第五項の規定により読み替えられた前項各号」とする。

6 改正後の条例第七條第二項の規定により口数追加の承認を受けた施行日前加入者等についての改正後の条例第十六條及び第十六條の二の規定の適用については、改正後の条例第十六條第二項中「五万円」とあるのは「三万円」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、改正後の条例第十六條の二第二項中「七万五千元」とあるのは「四万五千元」と、「十二万五千元」とあるのは「七万五千元」と、「二十五万円」とあるのは「十五万円」と、同條第四項第一号中「当該各号」とあるのは「千葉県心身障害者扶養年金條例等の一部を改正する條例（平成二十年千葉県條例第十三号）附則第六項の規定により読み替えられた第二項各号」とする。

7 施行日前に死亡した心身障害者に係る弔慰金の額及び施行日前に申出のあった年金制度からの脱退又は口数の減少に係る脱退一時金の額については、前二項並びに改正後の条例第十六條及び第十六條の二の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則別表（附則第二項及び第三項）

年齢区分	掛金（月額）
三十五歳未満	五、六〇〇円
三十五歳以上四十歳未満	六、九〇〇円
四十歳以上四十五歳未満	八、七〇〇円
四十五歳以上五十歳未満	一〇、六〇〇円
五十歳以上五十五歳未満	一一、六〇〇円
五十五歳以上六十歳未満	一二、八〇〇円
六十歳以上六十五歳未満	一四、五〇〇円

千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付條例の一部を改正する條例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県條例第十四号

千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付條例の一部を改正する條例

千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付條例（平成十九年千葉県條例第二号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

千葉県自治体病院医師確保研修資金等貸付條例

第一条中「後期臨床研修を受けている」を「初期臨床研修若しくは後期臨床研修（以下「臨床研修等」という。）を受けている者又は大学院の医学を履修する課程に在学している」に、「後期臨床研修に」を「臨床研修等又は大学院における修学に」に改める。

第二条中第三号を第五号とし、同條第二号中「医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修」を「初期臨床研修」に改め、同号を同條第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 大学院 県内に所在する学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九十七條に規定する大学院をいう。

第二条第一号の次に次の一号を加える。

二 初期臨床研修 医師法第十六條の二第一項に規定する臨床研修をいう。

第三条中「臨床研修病院において後期臨床研修を受けている者（規則で定める大学を卒業した者を除く。）」を「次の各号に掲げる者」に、「後期臨床研修に要する」を「当該各号に定める種類の」に、「研修資金」を「研修資金等」に改め、同條に次の各号を加える。

一 臨床研修病院において初期臨床研修を受けている者（規則で定める大学を卒業した者を除く。次号において同じ。） 初期臨床研修資金

二 臨床研修病院において後期臨床研修を受けている者 後期臨床研修資金

三 特定診療科の業務に従事するための専門的な知識及び技術を習得するために大学院の医学を履修する課程に在学している者（初期臨床研修を修了した医師に限る。） 大学院修学資金

第四条中「研修資金」を「研修資金等」に改める。

第五条第一項本文中「研修資金の」を「研修資金等の」に、「当該研修資金を借り受けようとする者が受ける後期臨床研修を修了する月まで」を「臨床研修等を修了する月又は大学院の正規の修業期間を修了する月までのうち、当該通知において定められる連続した十二月以上の期間」に改め、同項ただし書中「六十日」を「次の各号に掲げる資金の区分に応じ、当該各号に定める月数」に改め、同項に次の各号を加える。

- 一 初期臨床研修資金 二十四月
- 二 後期臨床研修資金 六十日

三 大学院修学資金 四十八月
 第五条第二項本文及び第六条第一項中「研修資金」を「研修資金等」に改める。
 第七条第一項各号列記以外の部分中「研修資金」を「研修資金等」に改め、同項第二号を次のように改める。

二 臨床研修等を中断し、又は大学院の課程を退学したとき。
 第七条第一項第三号及び第四号中「研修資金」を「研修資金等」に改め、同条第二項中「後期臨床研修を休止したときは、当該休止した」を「臨床研修等を休止し、又は大学院の課程を休業し、若しくは停学の処分を受けたときは、当該事由が生じた」に、「後期臨床研修を再開する」を「当該事由のやんだ」に、「研修資金」を「研修資金等」に改め、同条第三項中「研修資金」を「研修資金等」に改める。

第八条各号列記以外の部分並びに同条第二号及び第三号中「研修資金」を「研修資金等」に改める。

第九条第一項各号列記以外の部分中「研修資金」を「研修資金等」に改め、同項第一号中「後期臨床研修」を「臨床研修等又は大学院の課程」に、「引き続き当該研修資金」を「研修資金等」に、「貸付け」を「貸付け」に、「除く」を「除き、研修資金等の貸付けの決定が二以上あるときは、当該二以上の貸付けの決定に係る貸付期間を合算した期間とする」に改め、同条第二項各号列記以外の部分中「研修資金」を「研修資金等」に改め、同項第一号中「後期臨床研修」を「臨床研修等又は大学院の課程」に改め、「引き続き」を削り、同項第二号中「研修資金」を「研修資金等」に改める。

第十条各号列記以外の部分中「研修資金」を「研修資金等」に改め、同条第一号中「後期臨床研修」を「臨床研修等又は大学院の課程」に改め、同条第三号を第五号とし、同条第二号中「研修資金」を「研修資金等」に、「後期臨床研修を受けている」を「臨床研修等を受け、又は大学院の課程に在学している」に改め、同号を同条第四号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 貸付期間が満了した後も引き続き当該貸付けの決定に係る臨床研修等を受け、又は大学院の課程に在学しているとき。
 三 初期臨床研修資金の貸付けを受け、初期臨床研修を修了した後、引き続き臨床研修病院において後期臨床研修を受けているとき。

第十条に次の一項を加える。
 2 前項の規定による猶予の期間は、借受人が同項第二号に該当する場合は次の各号に掲げる資金の区分に応じ当該各号に定める月数を、同項第三号に該当する場合は六十月を超えることができない。

- 一 初期臨床研修資金 十二月
 - 二 後期臨床研修資金 四十八月
 - 三 大学院修学資金 三十六月
- 第十一条及び附則第三項中「研修資金」を「研修資金等」に改める。

附則

1 (施行期日)
 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

2 (経過措置)
 改正前の千葉県自治体病院医師確保研修資金貸付条例の規定により貸付けを決定された者に係る研修資金については、改正後の千葉県自治体病院医師確保研修資金等貸付条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。
 千葉県環境保全条例の一部を改正する条例をここに公布する。
 平成二十年三月二十八日
 千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第十五号

千葉県環境保全条例の一部を改正する条例
 千葉県環境保全条例(平成七年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。
 第六十二条第一項第三号中「郵便料又は電信料」を「費用」に改める。
 第六十七条第二項中「船橋市」の下に「及び柏市」を加える。

附則

(施行期日)
 1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。ただし、第六十二条第一項第三号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)
 2 柏市の区域におけるこの条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(千葉県知事の権限に属する事務の特例に関する条例の一部改正)
 3 千葉県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例(平成十二年千葉県条例第一号)の一部を次のように改正する。
 別表第二十九号下欄中「、柏市」を削る。

職業能力開発校設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第十六号

職業能力開発校設置管理条例の一部を改正する条例
 職業能力開発校設置管理条例(昭和三十九年千葉県条例第十八号)の一部を次のように改正する。
 第二条の表中

「ちばキャリアアップセンター」
千葉市中央区都町二丁目一番二二号

を

「千葉県立市原高等技術専門校」
市原市平田九八一番地の一

を

「千葉県立市原高等技術専門校」
市原市平田九八一番地の一

を

「千葉県立東金高等技術専門校」
東金市油井丑子台一、〇六二番地

を

る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第十七号

千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県立障害者高等技術専門校設置管理条例(昭和五十七年千葉県条例第三号)の一部を次のように改正する。

第二条中「身体障害者及び知的障害者」を「障害者」に改める。

第五条第一号中「情報技術科及び情報事務科にあつては」及び「基礎実務科にあつては」を削り、「知的障害者」の下に「又は同条第六号に規定する精神障害者」を加え、同

条第二号中「情報技術科及び情報事務科にあつては」を削り、「による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれらと同等以上の技能習得能力を有すると認められる者、基礎実務科にあつては同法第四十七条」を「第五十七条」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を削る。

第七条各号列記以外の部分中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第一号中「から第五号まで」を削る。

附則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第十八号

千葉県県営住宅設置管理条例の一部を改正する条例

千葉県県営住宅設置管理条例(昭和三十五年千葉県条例第三十九号)の一部を次のように改正する。

別表君津市の項中

君津島崎県営住宅
君津外箕輪県営住宅

を

「君津島崎県営住宅」

君津市南子安四丁目

「に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

教育機関設置条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第十九号

教育機関設置条例の一部を改正する条例

教育機関設置条例(昭和三十二年千葉県条例第四号)の一部を次のように改正する。

第二十条の表中

千葉県立安房博物館
千葉県立上総博物館

館山市
木更津市

を

「千葉県立安房博物館」

館山市」に改める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

(使用料及び手数料条例の一部改正)

2 使用料及び手数料条例(昭和三十一年千葉県条例第六号)の一部を次のように改正する。

別表第一博物館の項入場料の目区分の欄及び年間入場料の目区分の欄中

中央博物館
館大利根
分館
中央博物館
館大多喜
城分館

中央博物館
館大利根
分館
中央博物館
館大多喜
城分館

中央博物 館分館海 の博物館 関宿城博 物館 安房博物 館 上総博物 館
--

を

中央博物 館分館海 の博物館 関宿城博 物館 安房博物 館

に改める。

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第二十号

千葉県学校職員定数条例の一部を改正する条例

千葉県学校職員定数条例(平成十一年千葉県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第二条第一号中「一〇、九七二人」を「一〇、八三八人」に改め、同条第二号中「二九、八九〇人」を「二九、九六三人」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第二十一号

千葉県スポーツ振興審議会に関する条例の一部を改正する条例

千葉県スポーツ振興審議会に関する条例(昭和三十七年千葉県条例第五号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第十八条第五項」を「第十八条第六項」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県条例第二十二号

千葉県警察基本条例の一部を改正する条例

千葉県警察基本条例(昭和二十九年千葉県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中第五号を第六号とし、第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

- 三 自己啓発等休業の承認を受けている警察職員

第九条第三項中「第三号」を「第四号」に改める。

附則

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

千葉県水道事業給水条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十年三月二十八日

千葉県知事 堂本 暁子

千葉県条例第二十三号

千葉県水道事業給水条例等の一部を改正する条例

(千葉県水道事業給水条例の一部改正)

第一条 千葉県水道事業給水条例(昭和三十六年千葉県条例第四十六号)の一部を次のように改正する。

附則別表印西市の項中「原山三丁目」の下に「、東の原一丁目、東の原二丁目、東の原三丁目」を加え、同表印旛郡本柵村の項中「及び滝野六丁目」を「、滝野六丁目、みどり台一丁目、みどり台二丁目及びみどり台三丁目」に改め、「、中根」を削る。

(千葉県水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第二条 千葉県水道事業の設置等に関する条例(昭和四十一年千葉県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

別表市原市の項中「岩崎、」を「岩崎、岩崎一丁目、岩崎二丁目、」に改め、同表印西市の項中「原山三丁目」の下に「、東の原一丁目、東の原二丁目、東の原三丁目」を加え、同表印旛郡本柵村の項中「及び滝野六丁目」を「、滝野六丁目、みどり台一丁目、みどり台二丁目及びみどり台三丁目」に改め、「、中根」を削る。

(千葉県水道事業給水条例の一部改正)

第三条 千葉県水道事業給水条例の一部を改正する条例(昭和五十六年千葉県条例第三十八号)の一部を次のように改正する。

附則別表印西市の項中「原山三丁目」の下に「、東の原一丁目、東の原二丁目、東の原三丁目」を加え、同表印旛郡本柵村の項中「及び滝野六丁目」を「、滝野六丁目、みどり台一丁目、みどり台二丁目及びみどり台三丁目」に改め、「、角田、中根」を削る。

る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

購読料

月決め 一部一箇月二、六〇〇円(郵送料を含む。)
本号 一部 一五二円

発行・発行者 千葉市中央区市場町一番一号

定期購読申し込み先
一部売り申し込み先

千葉 〇四三(二二三)二一五二
葉 〇四三(二二三)二六五八
県